

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 城内 よしひこ

- 1 日時
平成30年9月27日（木曜日）
午前10時2分開会、午後4時45分散会
（うち休憩 午後0時2分～午後1時1分、午後2時39分～午後2時39分、
午後2時41分～午後2時41分、午後2時41分～午後2時54分）
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
城内よしひこ委員長、千葉進副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、
高橋孝眞委員、ハクセル美穂子委員、田村勝則委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
小原担当書記、千葉担当書記、安藤併任書記、澤田併任書記、川村併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
菊池文化スポーツ部長、石田副部長兼文化スポーツ企画室長、
工藤参事兼スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進室長、
畠山文化スポーツ企画室企画課長、中里文化振興課総括課長、
高松ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長
 - (2) 商工労働観光部
戸舘商工労働観光部長、佐藤副部長兼商工企画室長、
平井参事兼観光課総括課長、八重樫雇用対策・労働室長、
瀬川ものづくり自動車産業振興室長、阿部商工企画室企画課長、
熊谷経営支援課総括課長、菊池産業経済交流課総括課長、
高橋産業経済交流課地域産業課長、浅沼観光課特命参事、
西野雇用対策・労働室雇用対策課長、鎌田雇用対策・労働室労働課長、
伊藤ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、
熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長
 - (3) 教育委員会

高橋教育長、今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長、
鈴木教育企画室特命参事兼企画課長、山本教育企画室予算財務課長、
佐藤教育企画室特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
梅津教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
佐藤学校調整課首席指導主事兼総括課長、
鈴木学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課高校改革課長、橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
小久保学校教育課首席指導主事兼総括課長、
佐野学校教育課首席指導主事兼義務教育課長
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
佐藤学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長
荒木田保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
鎌田生涯学習文化財課文化財課長

7 一般傍聴者

6名

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第7款 商工費

第2条第2表中

1 追加中 4

イ 議案第6号 平成30年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第35号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
第1条第2項第1表中
歳出 第10款 教育費

イ 議案第23号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

ウ 議案第40号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○城内よしひこ委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○石田副部長兼文化スポーツ企画室長 文化スポーツ部の補正予算議案について御説明申し上げます。議案（その1）の4ページをお開き願います。

議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、文化スポーツ部の補正予算額は2款総務費、8項文化スポーツ費の2,780万円の増額補正であります。

補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。それでは、お手元の予算に関する説明書の32ページをお開き願います。

2目文化振興費の世界遺産登録推進事業費は、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて、推薦書の作成や海外でのプロモーション活動等に要する経費について補正しようとするものであります。

3目スポーツ振興費のラグビーワールドカップ2019開催準備費は、ラグビーワールドカップ2019釜石会場で試合を行う国との交流を促進するため、現地でのトップセールス活動等に要する経費について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 世界遺産登録推進事業費で推薦書の作成、海外でのプロモーション活動ということですが、世界遺産への登録推薦は、これから文化遺産と自然遺産で一つに絞って提案するという事になっているようでもあります。それで、先日関係4道県で文部科学副大臣に要請されたということですが、石田副部長も報道に出ていましたけれども、副大臣の感触はどうでしたか。

それと、その見通しはどうか。そのこととのかかわりで、推薦書の作成や海外での

プロモーション活動というのは具体的にどう行われるのか示していただきたい。

○石田副部長兼文化スポーツ企画室長 9月25日、知事等が本会議で出席できないため、私が代理として文部科学大臣への要望に出席させていただきました。当日、文部科学大臣が所用のため急遽欠席となりまして、副大臣に御対応いただきました。4道県で縄文遺跡群世界遺産登録推進本部を結成しており、青森県の三村知事がその本部長をしておりますが、まず本部長のほうから要望いたしました。また、鈴木俊一東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣がちょうど国会議員の連盟の会長をしておりますので、鈴木大臣からも要望いたしました。

副大臣の感触でございますが、なかなかストレートにということではございませんでしたが、文部科学省としても要望を受けとめて、しっかりと準備に向けて支援をしていきたいというようなお話がございました。

また、自然遺産との関係につきましては、なかなか、どっちがどっちというわけではないのですけれども、我々が十分に準備を重ねてきたということもしっかりと受けとめていただいたものと感じております。

○中里文化振興課総括課長 縄文遺跡群の世界遺産登録に向けまして、自然遺産との競合ということもございますが、縄文遺跡群が推薦されるということを想定いたしまして、準備を重ねているところでございます。来年2月1日までに4道県の関係自治体で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部において推薦書の原案を作成し、国に提出して、政府が推薦書として整えた上でユネスコに提出するということが必要になります。ユネスコへは英語版での提出ということになります。その英語の表現等についてユネスコ関係者、また国内の専門家からいろいろと御意見、検討をいただくということで、今回補正で予算を計上しているものでございます。これにつきましては、4道県で実施する事業になりますので、負担金を支出いたしまして、4道県の取り組みということになります。

また、今回海外でのプロモーション活動ということで補正予算を計上しておりますが、こちらにつきましても4道県で実施する事業の負担金ということで、フランスにおいて開催される縄文展の機会などを捉えまして、海外の専門家等を対象とした講演会の開催ですとか、ユネスコ関係者への表敬訪問を予定しているところでございます。

また、これとは別に本県独自でジャポニスム2018への出展を企画していることから、それに合わせて縄文遺跡群のPRを行うことで、県独自の取り組みとしても補正予算を計上させていただいたところでございます。

○斉藤信委員 ラグビーワールドカップ2019開催準備費で、現地でのトップセールス活動に要する経費1,868万円余が補正されているわけですけれども、釜石で試合をする予定の全ての国を訪問するのか。トップセールスといった場合に、これは知事ということになるのですね。そのことについて具体的に説明してください。これは今年度中ということになるのでしょうか。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進室長 ラグビーワールドカップ2019開催準備費

の関係についてお答えいたします。

この補正の内容でございますけれども、県では、ラグビーワールドカップ 2019 で釜石開催を行う全出場国、4 チームになりますが、交流を促進する絶好の機会というふうに捉えまして、出場することについて直接、歓迎の意を伝えるとともに復興支援の感謝、スタジアムの整備状況、そして復興の状況などもお伝えし、スポーツや文化、観光を初めといたしましたさまざまな分野での交流拡大につなげてまいりたいと考えております。

訪問先でございますが、本県で試合を行いますフィジー、ウルグアイ、そして8月に決まりましたナミビア、そして11月に決定する敗者復活予選優勝チームの4カ国を考えております。当初予算といたしまして、1カ国分を計上しており、既にウルグアイについては8月下旬に訪問しているところでございます。

訪問者についてでございますけれども、基本的には知事、副知事などを想定しているものではございますが、相手先との日程調整等の関係もあることから、部長などの幹部職員の見学など、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○**齊藤信委員** ウルグアイには既に8月下旬に行かれたと。これは、ブラジルに行ったときということになるのか。それで、1カ国分計上しているということですが、1カ国で1,800万円余もかかるのでしょうか。これは、どれだけ体制、人員で行こうとしているのか。1,800万円余という額は、1カ国分としては、かなり大き過ぎるのではないかというふうに思いますけれども、その人員、内訳を含めて示してください。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長** 当初予算で1カ国分の旅費を計上しておりましたが、今回9月補正で、その他の3カ国分の1,800万円余を計上することによって、4カ国分を今年度で行いたいというものでございます。(齊藤信委員「人員」と呼ぶ)相手国への訪問ということになりますけれども、行程管理、そして大会準備の状況等の説明、安全確保なども考慮した上で必要最低限の人数ということで、各個々について5名程度ということで考えております。

○**齊藤信委員** ウルグアイに行ってきたというのは、知事がブラジルに行ったついでというのか、合わせてということで、それは私は合理的だと思うけれども、3カ国で1,800万円。1回分が5人分で600万円。ちょっと多いような気がします。内訳は何ですか。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長** 予算の内訳について御説明させていただきます。

今回の補正の内訳でございますが、旅費が1,229万3,000円ということで、その3カ国にそれぞれ訪問するための旅費、そしてトップセールスを行うための委託料といたしまして576万7,000円ということで、この金額となっているものでございます。

○**齊藤信委員** これで終わりますけれども、その576万円の委託料というのはどこに、どういう中身で委託するのですか。

○**木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長** 旅行代理店に委託いたしまして、随行していただく部分と、あとガイド、通訳等の手配ということで考えております。

○郷右近浩委員 関連。ちょっと根本的なところなのですが、今のラグビーワールドカップ2019開催準備費ですけれども、これまではラグビーワールドカップの開催準備に関しては、実行委員会をつくって、県や、釜石市等が拠出してくれたお金で運営してきた、ともに歩んできたという認識を持っているのですけれども、その中で今回の事業は、あくまで県として単独で行うということの認識でよろしいでしょうか。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進室長 このセールスに関しましては、あくまで県として行うものでございます。ただ、実施に当たりましては、知事の親書とともに釜石市長の親書もあわせて持っていくという形で、開催都市として歓迎しますという意味を伝えているところでございます。

○小西和子委員 ラグビーワールドカップ2019開催準備費についてですけれども、直接関係はないですが、私はオープニングセレモニーに、一応実行委員として行ってきました。一番問題だと思ったのは、トイレの不足でした。仮設トイレでさえも、私は15分かかりました。隣に座っていた東京から来た方は30分かかりました。通常男子のトイレに行列ができることはまずないのですが、何分かかったかは聞きませんでしたけれども、男子トイレも行列でした。そのように、海外に行って御挨拶するのも大事ですけれども、そういう施設の整備というものは今後どのようにしていくのか。あのときは6,350人だったかな、6,550人だったかな、本番はそのプラス1万人なわけです。どこにも足りません。まず、今後どのように整備していくのか。

それから、仮設トイレですから狭いです。国体のときに使ったとてもいいトイレがありましたよね。海外から来る体の大きい方は、あのくらいの広さがなければ、ちょっと無理というか、使えないのではないかなという感想を持ちました。トイレのことが1点目。

2点目、私がオープニングセレモニーに行くことになってからバスの手配をしようと思ったのですが、ホームページでは見つけられず、スマートフォンで、QRコードというのですか、それを見なければならぬわけです。私は、その当時はスマートフォンを持っていませんでした。知り合いに頼んで手配してもらいました。絶対に買うまいと思っていたのですが、それをきっかけにスマートフォンにかえてしまいました。スマートフォンを持っていない人が手配できないような、そんなやり方でいいのか。高齢者とか、スマートフォンを使いませんよという人たちは、その対象には入っていないのでしょうかということが2点目。

3点目、私は障がい者の方々の観戦環境はどうかと思ったのですけれども、私が見たところではなかったのですが、後で木村室長にお伺いしたならば、本部席の奥のほうにあった。でも、そこには関係者以外立入禁止とあったのです。だから、入ってはダメなのだと思って行かなかったのがわからなかったのですが、入り口のほうからすごく離れたところに障がい者の席があるというのはいかがなものか。そのサポートも何か考えるかとは思いますが、その3点についてお伺いします。出場国へ訪問するよりも、そっこのほうを整備するほうが先ではないのかという思いでお伺いします。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 8月のオープニングイベントのお話をいただきました。この8月のオープニングイベントは、釜石鶴住居復興スタジアムのこけら落としということで、釜石市を中心に、釜石開催実行委員会とは別の実行委員会を設けまして、その中で組織委員会とか日本ラグビー協会とか、多くの岩手県以外の方々のお力もかりながら開催にこぎつけたという経緯がございます。

そして、トイレの関係ということでまずお話をいただきました。今回7月に完成したということで見たと、常設のトイレがかなり足りなかったということで、仮設トイレもありましたけれども、今回のオープニングイベントの際には、そういった面での課題がかなりあったと認識しているところがございます。今後、本番に向けて仮設トイレの整備をしまっていることになりまして、当然これから、来月になりますか、トップリーグでの試合でそういうテストをする部分等もございますので、そうした課題等について十分検討した上で、しかるべき整備、あるいは設置というところを対応してまいりたいと考えているところがございます。

そして、2番目にパーク・アンド・ライド、あるいはライナーバスの手配の関係で、スマートフォンによらなければならないということで御迷惑をおかけしたということがあります。多くの方にこういったパーク・アンド・ライドを周知するための方策として、インターネットにつながらないといけないという形になったことは反省すべき点だと思っております。これからのところでいきますと、そういった方法もとりつつ、どのような形で高齢の方々もお使いいただけるようにするのか、あるいはそういうPRをするいろんな場において、そういった申し込みのお手伝いをする形に持っていくのかということもありませんので、そういった体制についてもしっかり検討してまいりたいと考えております。

あと障がい者の関係でございますけれども、障がい者の席はメインスタンドの奥のほうから車でお入りいただいて、前回のときには関係者、VIP等の席のところそのまま入るような形にはなっておりましたが、それを係員が障がい者席に御案内するという形で対応していた部分がございます。障がい者の方々も事前にそういうふうに分かっている場合はありますけれども、そういった連携をしっかりした上で、どなたにも御来場いただけるような対応をしまいたいと考えております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決します。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○郷右近浩委員 先ほどの議案のラグビーワールドカップ 2019 開催準備費、こちらのほうは了とするということでありましたけれども、それと別に、ラグビーワールドカップの釜石開催に係る部分でお聞きしたい点があり、別枠でお聞かせいただきたいと思います。

先ほどもお話ししましたとおり、大会準備に関しては、釜石市と岩手県とで、ある程度お金を拠出しながら、大会準備委員会という形で進めてきていただいているというのは理解しておりますし、どんどん機運も高まってきて、本当にこれからラグビーワールドカップが来るなど期待をしているところでございます。

その中であって1点、以前資料をいただいて、お示しいただいていたわけでありましてけれども、スタジアム整備費についてであります。9月に行われました釜石市議会において何らかの動きがあったという話ではないのですが、ただその9月市議会を経た中で、釜石市議会議員の方々から、これから10億円をどのようにしてつくるのだといったような話が漏れ聞こえてきているということでもあります。

以前に説明いただいたスタジアム整備費については、地元負担費が14億円という中で、もちろんこの中には交付税措置される部分もあるので満額ではないにしても、以前に説明いただいた中では、仮設の部分が4億9,600万円、約5億円ということでした。これは、県として応分の負担をするということで、恐らく2億5,000万円ずつぐらいの拠出になるのかなということで私は受けとめていたわけでありまして。その他の部分をもろもろ合わせても、今現在、交付税とかを精査するとトータル5億4,000万円ぐらいが、釜石市として準備しなければいけないお金なのかなという認識でおりました。

その中で、過日の報道で、基金のほうに寄附等が3億2,000万円ほど集まったということだったので、大分もうめどが立ってきたのだなと思っていたところに、なぜ10億円を準備しなければいけないというような話が出てきたのか。そのお金の内訳というのは一体どのようなになっているのか。どこにもきちんとした数字が示されないまま、もう1年を切ってしまうという今であって、どのようなになっているのか。また、県はどのような形で、開催に向けて、一緒になってしっかり準備していこうとしているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 現在釜石市におきまして、常設の部分については7月末に完成ということでございますが、仮設施設整備については、昨年基本設計を行い、現在その実施設計を行って、釜石市においてその整備の内容と費用を精査しているということで、我々のほうとしては、その所要経費が現在のところ固まっていないと認識しているところでございます。そういう経費が算定になった段階において、釜石市からの要請という部分もあるかと思っておりますので、県としても、そういったところで協議を進め

てまいりたいと考えております。

大会実施に係りまして、この仮設施設の部分、1万5,000を超える席の部分は組織委員会からも求められていることですので、しっかり対応し、議会にも、このあと御説明してまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員長 金額の内訳はいいですか。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進室長 精査中ということで、詳細についてはわからないところでございます。

○郷右近浩委員 わかりました。先ほどの繰り返しになりますが、当初釜石市で準備しなければいけないだろうというお金は、交付税措置ですので、当面準備しなければいけないお金であったり、いろんな考え方はあると思いますけれども、最終的な部分で言えば5億4,000万円、そのうちの3億2,000万円が寄附等で今現在集まっていることを考えると、実質はあと2億2,000万円を何とかすればということで、そういった意味でめどが立ってきたかなというふうに思っていたところであります。ただもしかすると、今精査している中で、仮設施設分が4億9,600万円という当初の見込みが大きく変わっていったりとか……以前に示していただいた部分で、一番変わるとすればそこぐらいなのかな、もう建設は済んでいるわけですので。ですから、そうした金額が、かなり大きな変動が出てくる場合、応分の負担ということで、当初示していただいた際に受けたニュアンスですけれども恐らく折半というような形での基本方針であったり、そうした部分に何か変更等はあるというようなことはあり得るのでしょうか。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進室長 仮設施設の整備費については、今後そういった事業費等が確定し次第、市から県への支援要請が行われる見込みと考えておりますので、県といたしましては、その要請の内容等を十分検討した上で、この仮設施設整備への所要の支援のあり方という部分を考えてまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 以前に岩手県においては、例えば盛岡競馬場の建設で、224億円で建てるといったものが400億円を超えたこともありました。普通何かをやるときというのは、きちんとした計画をつくって、そして見積もり等をしっかりつくって、ではそれを誰が負担するのだ、どのようにしてお金を集めるのだというのをやってしかるべきであると思うところであります。昔の轍を踏まないためにも、それは必要なことだと思うわけでありまして。ただ時間がない中でのラグビーワールドカップの招致であったり、その開催決定であったりということで、その中で走り陣立てでやってきたという部分は否めないというのは理解は若干しております。

ただし、こうしたものはでき上がって、終わってしまってから、どうだったという話ではなくて、しっかりと準備した中で、どのような形でそれを負担していくかというのは、これは恐らく釜石市議会、釜石市としても非常に悩ましい部分にもなってくるのかと思いますので、先送りしない中できちんとした形で進めていくよう県としてもしっかりと話をしながら進めていただければと思います。

○菊池文化スポーツ部長 スタジアム関係の件についての御示唆を含まれた御質問等をいただきまして、ありがとうございます。

ざくばらんに申し上げまして、今回のスタジアム関係の整備については、6,000人規模の常設分を釜石市が釜石市の力でやるということで、まず走り出したと。その上で、先ほど答弁もありましたが、組織委員会といいますか、大会運営の大もとからは1万6,000人規模の観客収容を求められるということで、常設以上のスタンドといいますか、そういうのをつくらなければならないとか、あるいはトイレの問題もいろんなスペックがありまして、常設の席は6,000人規模ということで、トイレは今、非常に小ぢんまりした状態にあります。小西委員が先ほど御指摘されたように、何千人規模のお客様を相手にする、しかも組織委員会等から示されてきている基準とかいろいろありまして、そういったものをクリアしていくのは、机上で一旦決めた設計といいますか、仕様、規模ではなかなか認められない部分もあったりして、釜石市も相当苦勞して今施設整備のほうを詰めているところでございます。

最終的に幾らぐらいの支払いになっていくかというのは、これは組織委員会、組織の先はロンドンですけれども、ロンドンとの協議の中でそういうスペック、仕様を固めて整備していくという作業がこれからも続きそうな予想がありまして、額が物すごくどうにかなるかということよりは、そもそも求められる仕様基準で対応できる施設にしていくということが、今のところの我々の一番の課題でして、であるがゆえに、今どのくらいのお金かということは、示せるような資料がなく、お話ができない状況にあります。

一方、釜石市で、私はちょっとわかりませんが、市議会でのお話が先ほどありましたけれども、今後の見通しという形で釜石市が何か出したのかもしれませんが、その試算とかそういったものは、我々はまだ共有していませんので、これからになりますけれども、そういった中で、先ほど答弁申しましたが、県としてどういう支援が妥当であるかということを検討しながら、先のお話を申し上げますと、できれば12月議会あたりを目途に、そういったものを詰めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。初めに、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第2条第2表債務負担行為補正中1追加中4及び議案第6号平成30年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼商工企画室長 議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

のうち商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の5ページをお開き願います。

当部関係の歳出予算は5款労働費の7,845万円、7款商工費の5,051万7,000円、合わせて1億2,896万7,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の40ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の説明欄一つ目のU・Iターン促進キャンペーン事業費は首都圏等におけるU・Iターン及び県内就職促進の取り組みを強化するため、仕事、暮らし等を総合的に紹介する情報誌の作成等に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、平成29年度の事業費確定に伴う不用額等の基金への積み戻しを行おうとするものであります。

次に、飛びまして52ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費、説明欄一つ目の管理運営費は、中小企業等復旧復興支援事業費補助、いわゆるグループ補助に係る補助金の国庫返還金を補正しようとするものであります。

次に、北いわて産業振興事業費は、地域未来投資促進法の施行に伴い、県北、沿岸地域の地域経済牽引事業計画を策定する事業所の掘り起こしを図るため、制度の趣旨や先進的な地場企業等の情報を発信するガイドブックの作成等に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次に、二つ目、中小企業振興費の説明欄一つ目の岩手県伝統的工芸品全国大会準備委員会負担金は、来年度に本県で開催される第36回伝統的工芸品月間国民会議全国大会に係る基本計画の策定に要する経費を負担しようとするものであります。

次に、3目企業立地対策費の工業導入対策費は、本県ものづくり産業を取り巻く状況の変化に合わせて適時適切な対応をするため、トップセールスを含めた企業誘致活動の強化に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次に、4目中小企業経営指導費の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、中小企業やベンチャー企業を総合的に支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターに補助するものであり、センターの機能強化に係る経費について所要額を補正しようとするものであります。

次に、53ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の説明欄一つ目のいわて観光キャンペーン推進協議会負担金は、本県が2019年4月から6月までJR東日本の重点販売地域に指定されることから、県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う観光キャンペーンに要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次の岩手県空港利用促進協議会負担金は、いわて花巻空港に就航が決定した国際定期便等に係る旅行商品を造成する旅行会社を支援する取り組みについて所要額を補正しようとするものであります。

するものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。議案（その1）に戻っていただきまして、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正、1追加のうち当部関係は事項欄の4、岩手産業復興機構に対する出資金であります。機構が行う債権買い取り期間の延長にあわせて出資期間を延長する必要があることから、新たに期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。議案（その1）の23ページをお開き願います。議案第6号平成30年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ453万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億2,565万円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。100ページをお開き願います。100ページは歳入、101ページは歳出の表であります。補正予算額と計の欄の額につきましては、ただいま申し上げましたとおりの額であり、その補正内容につきましては、次の102ページから御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴い一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。その下の103ページ、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましても、前年度からの繰越金の確定に伴い減額しようとするものであります。

次に、104ページに参りまして、歳出であります。1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費、1目設備資金貸付費及び2目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定等に伴い償還金を増額し、一般会計への繰出金を減額しようとするものであります。

その下の105ページ、2項貸付事務費、1目貸付事務費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振り替えるものであります。

以上、補正予算の議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 雇用促進費の関係でありますけれども、U・Iターン促進キャンペーン事業費ということで2,382万3,000円を計上しておりますけれども、情報誌を作成するというのですが、その情報誌はどのような方法で県民なり就職をしようとする人たちに配布しようとしているのかについて教えていただきたいと思っております。

それから、この情報誌については企業名というのは入るのか入らないのかも教えていただきたいと思っております。

○西野雇用対策課長 U・Iターン促進キャンペーン事業費で作成いたします情報誌についてのお尋ねでございますが、現在この予算によりまして、2万4,000部ほど作成しようと考えております。そのうち2万2,000部を無料配布と考えておりまして、その配布先と

いたしましては、岩手に帰ってくる人というイメージで、これから進学して県外に出ていくような高校生でありますとか、既に県外の大学に在学している大学生等、あとは岩手にやってくる人ということで、Iターンを指向しているような生徒でありますとか社会人の方々、そして岩手で学んでいて岩手に残ってほしい人ということで、県内の専門学校であるとか大学の学生など、そのほか岩手に興味、関心のある方に対してイベントなどを通じての配布で2万2,000部と考えております。そのほかの2,000部に関しましては、こういう雑誌もあるのだなということで、欲しい方が手にとれるよう、販売を考えているところでございます。

そして、配布方法でございますが、まず県内の学校につきましては、学校のほうに御協力をお願いしまして、それぞれの生徒に配布をする予定でございますし、また県外の大学などにつきましては、今年6月に創設いたしましたいわてU・Iターンクラブを通じまして、本県出身の学生でありますとか、大学内で地方就職のセミナーなどをするとき学生にお届けするような形を考えているところでございます。

また、企業名でございますが、今回岩手にはこれだけたくさんのお仕事場がある、あわせてこういう暮らしもできるのだよというような形で、仕事、暮らしの総合的な情報誌にしたいと考えております。仕事場については現実の職場を御紹介するようなことも考えておりまして、これから事業者と、表現の仕方とかは検討、詰めていくこととしておりますが、企業名などが入ることを想定しているところでございます。

○高橋孝眞委員 企業名を入れるということですが、どのような基準で選定して企業名を入れて取り組んでいくのかについて教えていただきたいと思っておりますし、先ほど県内なりいわてU・Iターンクラブの関係で配布をしますよということでしたけれども、Iターンの関係については、どのような方法で考えているのかについてもお伺いいたします。

○西野雇用対策課長 まず、企業名を入れる基準でございますが、これから事業者と、または関係機関と構成などを調整していく中におきまして、岩手にはさまざまな分野で仕事があるということで、いろんな分野からこういうおもしろい取り組みをしている企業があるよとか、こういうすてきな働き方をしている若者がいるよというような企業の推薦をいただきまして、その中で選定していきたいと考えているところでございます。

また、第2点のIターンの方への配布というところでございますが、まずは雑誌ができましたら県内大学のほうに送付させていただくこととあわせて、それぞれの大学のキャリア支援課のようなところで、地方就職セミナーでありますとか、ガイダンスというものをやっておりますので、そういう場を通じて、地方就職に興味のある方に配布を考えているとともに、県のU・Iターンセンター、またはいわて暮らしサポートセンターという東京の窓口がございますので、そこで行うイベントの際にIターンに興味を持っている方々に配布をしていきたいと考えているところでございます。

○高橋孝眞委員 金額を見ますと、かなりの冊子になるのではないかと思うわけでありま

すけれども、そうしますと、冊子を持っていっても全て見るのかということ、そう簡単ではないような気がするのです。もう少し簡単に見れるページ数の少ないもので、もっと多く配布できるような仕組みのほうが私はいいのではないのかなという感じがするものであります。

また、企業名を入れるということについては、誰がそういう基準を設けて企業名を入れるのかという判断をすることは非常に問題があるような気がするのですけれども、どこで線引きをするかで、入ったところと入らないところが生じるというのは、これまたおかしい話なわけです。入らない人たちから、なぜ入らないのという声が上がってしまった場合どうするのか、これからこの辺をどういう整理をして情報誌をつくろうとしているかについてお願いいたします。

もう一つは、2,000部を販売しますということですが、2,000部の販売方法、どなたが販売していくのかということも含めてお聞きします。

○西野雇用対策課長 まさにどの企業を入れるかの線引きは、非常に難しく、どういうところにするのかと、先日のいわてで働こう推進協議会のときも関係機関の方々からいろいろお話をいただいたところございまして、まずは紙面構成、働く場を紹介する分量、ボリュームの大体の目安を決めるところについて、これからスタートするところございまして。それで大体何社ぐらい、例えば働いている人も何人ぐらい紹介できそうだというところで、全県を網羅するような、またさまざまな産業を網羅するような形で掲載数を今後決めていくことになろうかと思っておりますので、関係機関の方々にもお諮りさせていただきながら、基準等を設定していきたいと考えているところでございます。

また、2,000部の販売方法についてでございますが、今回販売を想定して作成するということで、民間の事業者へ委託をしてこの雑誌を作成したいと考えているところでございます。その委託内容におきまして、製作とあわせまして、2,000部は事業者のルートを使って書店等に配荷して販売ルートを確保していただくようお願いしたいと考えているところでございます。

○八重樫雇用対策・労働室長 ただいま委員から、金額的にページが厚いものになるのではないかと、薄いもので配るようにしたらいいのではないかと御質問がございました。ページ数の少ないU・Iターン向けのパンフレットというのは既につくっております、今東京にあるU・Iターンセンター、有楽町のふるさと回帰支援センター等々、あるいは大学のほうにもそういうパンフレット、チラシ的なものは既にいろいろ配布しております。今回の情報誌というのは、今までにないような、働く、暮らす、あるいは食、遊び場、そういったような岩手で働く、暮らすの総合的な魅力を紹介したいというのが主たる目的ということで、チラシ、パンフレットというのはどうしてもなかなか見られなかったり、捨てられてしまうこともあるということで、そこは見ていただく方に訴えるような内容を想定してつくるという方向で検討しております。

○高橋孝真委員 まず委託先の関係ですが、委託先はどのような方法で選定するのか

について、2,000部は、県の費用で製作するわけですが、委託先はどのような収支になるのかというのがちょっと疑問なので、教えていただきたいと思います。

○西野雇用対策課長 雑誌の作成の委託先でございますが、企画公募によりまして選定したいと考えているところでございます。

また、収支でございますが、その仕様に、情報誌2万4,000部を作成して、2万2,000部を県に提出する。そして、販売は委託事業に係る販売として1,000部以上を首都圏等の県外で販売、1,000部以上を県内で販売するというので、販売に係る経費を含めて委託料の中でというふうに考えております。

○高橋孝眞委員 先日、商工文教委員会でジョブカフェいわてに行ったわけですが、そこでも同じようなことをしているわけです。効果を出すためには、同じような方法で委託先をきっちりと選定して、そしてきっちり効果が出るような仕組みを考えていく必要があるのではないかと私は思うのですけれども、そういう考え方はあるのでしょうか。

○西野雇用対策課長 先日御視察いただきましたジョブカフェいわてでございますが、ジョブカフェいわても、平成16年に県が設立して以降、毎年管理運営に関して企画コンペで選定しているところでございます。また、ジョブカフェいわてにおきましても、キャリアカウンセリングのほか、学校でセミナーを開催したり、さまざまなイベントを開催して若者の就業支援をしているところでございまして、県内への就業促進というところでは目的が共通している部分もございまして、ジョブカフェいわての今までのカウンセリングで、今U・Iターンの人たちが悩んでいることとか課題とかを把握しているということもあろうかと思えます。そういうところは反映させていきたいと思うのですけれども、今回は今までにない、働く、暮らすというような総合情報誌をつくるということから、専門の民間事業者に委託することがいいのではないかとということで、また別な形できちんと公正な手続で事業者を決めるために民間事業者の企画公募をすることとしております。

ただ、委員おっしゃるとおり、ジョブカフェいわてには、今まで開設以来15年ほど県内の若者の就業支援をしていて、さまざまなノウハウ、データの蓄積等ございますので、そういうところの声をきちんと私どもを通じまして、情報誌作成に反映させていきたいと考えております。

○高橋孝眞委員 そういうノウハウを持っているところを十分活用しながら進めていく必要があるのではないかと私は思いますと言っただけです。ただ同じように今までU・Iターンの事業をジョブカフェでもやっているわけですが、ジョブカフェいわての事業でどの程度岩手に帰ってきているか、U・Iターンが何人ぐらいあるのかというのを、県としては把握しているのでしょうか。事業効果がどの程度あったのかという意味です。

○西野雇用対策課長 ジョブカフェいわてにおけるU・Iターン支援の効果についてですが、ジョブカフェいわてにおきましては、平成27年に専門窓口としまして、いわてU・Iターンサポートデスクというものを設けて、相談支援に当たっているところでございます。もちろんそれ以前も個別相談の中でU・Iターンというのがあれば、個別に対応してきた

ところですが、昨年度のU・Iターンに向けた実績を見ますと、相談対応件数は延べ 735 件ほどございまして、実際にその中でU・Iターン就職決定は 58 名となっております。それ以外、もちろんハローワークを通じて岩手に戻っている方もいらっしゃるというふうには把握しておりますが、ジョブカフェいわてを通じたU・Iターンの就職支援数は、先ほど申しあげました実績として 58 人となっているところでございます。

○高橋孝眞委員 58 人というのは、意外に少ないなという気がしてますけれども、かなりのお金をかけて進めているわけですので、何か工夫をするといえますか。例えばこの前の調査で、農業分野はと聞きましたら、農業分野のコーナーもありますと言われましたけれども、そういう別個に農業会議のほうでやっていて、重複するものは農業会議のほうに任せてしまうとか、そうやって専門化してやっていったほうがいいのかなど感じはしてきたのですけれども、いずれちょっと少ないような気がします。事業費を幾らかけてこの程度なのですか。

○西野雇用対策課長 ジョブカフェいわてでございまして、今のU・Iターンの取り組みのほか、管理運営といたしまして、キャリアカウンセラーが利用者からの相談対応をして支援する、学校への出前授業やセミナー開催、さまざまな広報紙、あとは県内就業のための若手職員と高校生との交流会であるとか、先日 8 月に行ったイベントなど、さまざまな事業を委託しているところでございます。トータルといたしまして、ジョブカフェU・Iターン事業、また県内就業、通常管理運営を含めて、ジョブカフェいわてのほうに委託している経費といたしましては、平成 30 年度におきまして 1 億 8,000 万円ほどとなっております。

○八重樫雇用対策・労働室長 先ほど委員からのジョブカフェいわてを使つてのU・Iターンの実績という質問に、58 名というお話をしました。ジョブカフェいわてに対し、個人から申告のない場合もあります。報告があつた分ということで把握している数字でございまして。

そのほかジョブカフェいわてのU・Iターンサポートセンターのほか、東京にも岩手県U・Iターンセンター、あるいは東京事務所等々の活動もございまして、実はU・Iターンの定義というのは、そのとおりはっきりしていないというのもあるのですけれども、一応全体として、労働局では他県からの就職受け入れ者数というのが年度毎に集計されております。そのうち本県、平成 28 年度の実態でございまして、本県の就職者数が 2 万 1,170 人のうち、他県からの就職受け入れ数、これについては例えば県境を越えて通う人も含まれているのですけれども、平成 28 年度で 1,163 人。そういうことで、ジョブカフェいわてのほうでも、先ほども申しあげたチラシとか、シゴトバクラシバというホームページの運営とか、さまざま情報発信をしております、あるいは東京のU・Iターンセンター、そういったものの活動によって、大体今のような全体としての実績が出ると思っております。

○高橋孝眞委員 まずは、効果が上がるように取り組んでいただければと思います。ただ、

先ほど言いましたとおり、企業名を挙げるということについては、平等に対応していただきたいと思うのです。一部の企業だけ挙げますよというのは、県費を使っての事業ですので、おかしいのではないかと思います。逆に言うと、そういう部分からは広告費のような格好でもらいながら進めるということだって、当然あり得ることだと思うのです。そういうことも含めて、今後考えながら進めていただければと思います。

○ハクセル美穂子委員 関連もあるので、情報誌、それから商工業総務費のほうでもガイドブックの作成をされるということが書かれておりますけれども、情報誌ですが、そもそも情報誌を発行するという選択の理由です。例えば学生に渡されるということですが、学生がどういう動向で就職先を見つけていらっしゃるのかとか、そういった分析をした上で、情報誌が適当だという判断で今回の情報誌の作成と決定されたのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○西野雇用対策課長 なぜ情報誌というような形で、今回第一段階の手を打っていくのかというようなお尋ねかと思えます。まさに来年3月から2020年の3月に卒業する学生の就職活動が始まるころなので、それに向けてと考えているところでございます。今の学生は、それこそ大手就職会社の支援サイトであるとか、面接会ガイダンスというようなところで、またその前のインターンシップから企業研究をしてというところは承知しているところでございますが、今回情報誌という選択に至ったのは、岩手も昔と違って仕事場がある、さまざま職場として働く場というのができてきているのだということ、あわせて岩手には自分らしい生活ができる、暮らしやすい環境があって、またプライベートも充実できるような遊びであるとか楽しみもあるということで、仕事だけではなくトータルとして自分の暮らし、楽しさ、または喜びで、次の社会人としての生活を満たすことに関心を向けてもらうきっかけにさせていただきたいと考えたからです。

それで、ぱっと企業を選ぶというだけではなく、むしろそれ以外の生活とか、自分のライフスタイルを考えてもらうということで、後からじっくりもう一回読み返してみたりとか、体験談をじっくり読んでもらってというような形で繰り返し見てもらう。あとは、情報をとろうと思えばすぐたどり着けるということで紙媒体、雑誌というようなことを第一弾として考えたところでございます。

○ハクセル美穂子委員 わかりましたが、学生さんたちはもうスマートフォンの時代になっているのではないかと思います、スマートフォンとか、タブレットとか、コンピューターとか。字を余り読まないと言う人も多数おりますし、本自体手にとらない子もいるような世の中になってきているときに、私の感覚としては情報誌よりは、どちらかというところ——私がつくば市に行ったときに見たのですけれども、名刺型のものにTSUKUBALIFEと書いてあって、そこからQRコードで読み込んで入っていくと、そこでいろんなものが見られるというようなことをやっていらっしゃいました。そうすると、動画も載せられるので、実際に住んでいる方のインタビューの動画、そういうのも今お話ししたところで見られます。

それから、私の個人的な感覚かもしれませんが、何をしたいとかが漠然としていて、こっちの関係というような就職先のイメージはあるけれども、どの企業とまではいかない場合に、例えば食品関係を検索したら企業がぱっと出てくるようなもののほうが何か使いやすいなと思いますし、考えている途中で、どんどん検索しているうちに岩手県のものにひっかかってくるのかそういうものなのかなと思います。あと大手の就職サイトに行くという段階かどこかで入り込めるとか、そういう可能性が広がるのは、もし学生向けであれば、どちらかというインターネット上のサイトのほうだと思いますし、あとサイトをつくるだけではなく、学生たちが携帯電話で見ているサイトに広告を入れるかとか、そっちの経費にいろいろな予算を割いていったほうが到達する可能性が多いのではないかなと感じています。

例えばインターネットにホームページをつくるにしてもお金がかかりますけれども、次の年も、その次の年も拡充しながら、継続して使えるようなもののほうが事業効果なども上がってくるのかなと思いますので、そういったこともぜひ検討してもらいたと思います。いろいろな分析をされた上で、そういうのは検討済みなのかどうか、そこを教えてください。

○西野雇用対策課長 委員からの今の学生はスマホでという御指摘、そのとおりかと思えます。それで、今回この雑誌作成とあわせて、ソーシャルメディアを活用した情報発信も考えているところでございます。情報誌の内容と連動したものとして、例えばですけども、岩手県のものづくりの体験とか、暮らしのレポートみたいな動画なども検討しているところでございます。そして、既に企業紹介サイトなども、ジョブカフェとかさまざまな機関でつくっているの、先ほど委員から御指摘いただいたように、そこに誘導していくようなことをあわせて検討していきたいと思えます。この雑誌で岩手県での就職を考えてみようかという形で、こちらに振り向かせて、その次のところにきちんとつなげられるような仕掛けをあわせて検討してまいりたいと思えます。

○斉藤信委員 私もU・Iターンキャンペーン事業費にかかわって2,382万円、これは一般財源ですね。貴重な一般財源を使うという点でいくと、本当に必要なものなのか、そういう形態でよいのかというのは研究することが必要なのではないかと思います。仕事、暮らしと言うけれども、やっぱり岩手県に仕事がないというのが切実な声なのです。だから、岩手県にこういう仕事があるということを紹介することが主要な中身になるべきだし、仕事とかかわって、こういうライフスタイルがあるよというものでないと岩手県に呼ばれません。

それと、今ハクセル委員が言われたように、本よりスマートフォンなり情報ネットワークを使うということのほうが今の学生の感覚に合うと私は思います。だから、例えば岩手にアクセスしたら、それが見られるとかという形で、もう少し多面的に活用できるような媒体にすべきではないのか。

それともう一つ、このU・Iターンは1回きりでは全然意味がない。だから、今後どう

いう形でこれを継続していくのかと、そういうことも考えた上で情報誌なのかということもぜひ考えていただきたい。これは新規で出ていますから、今後例えば3年ぐらいは継続してやりたいという発想で出しているのかどうなのか、そこをまずお聞きします。

○西野雇用対策課長 御指摘のとおり、これだけでさまざまな人材確保が解決するものではなく、これが第1弾、きっかけと考えております。そして、この情報誌でもって岩手県にも仕事がある、岩手県での就職を考えてみようかというようなきっかけにして、さまざまな施策と合わせて人材を確保していくというふうを考えておりますし、またこれも今のところ事務方ではですけども、第2弾、第3弾という形で情報発信を仕掛けていく必要があると思っております。その中におきまして、さまざまな情報、インターネットでありますとか、ソーシャルメディアとの連携などもうまくつなげていって、まさに多面的な活用につなげていければと考えているところでございます。

○斉藤信委員 一般財源を使って新規でやると、第1弾だということであれば、2年後、3年後に続くように、ぜひ中身をよく精査してやっていただきたい。

次に、北いわて産業振興事業費というところで、金額は大したことはないのだけれども、地域経済牽引事業計画を策定する事業者の掘り起こしを図るため、ガイドブックの作成等に要する経費となっているのです。これは、どういう意味ですか、何を狙っているものなのですか。

○阿部企画課長 北いわて産業振興事業費に記載しております地域経済牽引事業計画についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、昨年度、国の法律ができました地域未来投資促進法に基づいて事業者の方がつくる計画のことを指しております。これについては、県で作成いたしました基本計画の中に定める六つの分野に当てはまる新たな取り組みをされる企業が、この地域経済牽引事業計画というものをつくり、県に申請いただき、県が承認しますと、例えば税制面ですとか、ものづくり補助金のときに加点がされるといった各種の特典といいますか、メリットがあるというものでございますので、こういったいろいろな支援策を活用していただくために、この計画をつくる事業者の方々の掘り起こしをしたいということで、この制度の趣旨などを詳しくお知らせするためにガイドブックを作成するという事業の内容になります。

○斉藤信委員 この事業計画というのは、北岩手、いわゆる県北、沿岸に限定されたものなのですか。

○阿部企画課長 この計画につきましては、岩手県全域の事業者が申請することができるものとなっておりますが、特に県北、沿岸地域につきましては、地域資源を活用した新たな取り組みについて可能性があるということで、岩手県全体を見たときに、県北、あるいは沿岸地域の事業者が地域の資源を活用した新たな取り組みにチャレンジしていただきたいということで、まず県北、沿岸に向けてということで情報発信させていただくというものであります。

○斉藤信委員 県北、沿岸地域を重視するのはわかるけれども、地域指定がなければ何で、

地域を限定した事業をやるのかということがよくわからない。この事業計画を立てればどういうメリットがあるのか。推薦するときに県北、沿岸地域を重点的にしますということはあったとしても、県内全域が対象になるのであれば、県北、沿岸地域を限定したような事業は私はおかしいのではないかと思います、この事業のメリットを含めて示してください。

○阿部企画課長 この補正をさせていただく北いわて産業振興事業につきましては、県北広域振興局の広域振興事業になっており、今回県北広域振興局が行う事業の補正をするというものでございまして、事業の主体は県北広域振興局となっております。つきましては県北、あるいは沿岸まで広げまして、県北、沿岸地域の企業に向けて広域振興局が行う事業ということになっております。

○斉藤信委員 県北広域振興局が行う事業というのであれば、それぞれの広域振興局に広域振興事業費があるではないですか。ここだけはプラスを認めるということになるのですかね。県北広域振興局だと言うけれども、それぞれ広域振興局には、そうした広域振興事業費は既に予算化されているわけで、なぜ県北地域なのかということがよくわからないし、その事業のメリットを改めて示してください。これをやればどういうメリットがあるのか。

○阿部企画課長 まず、この事業のメリットのほうから御説明をさせていただきたいと思いますが、この地域経済牽引事業計画を承認した際のメリットにつきましては、繰り返しになりますけれども、税制の措置がございまして。例えば機械を買ったときに特別償却を認める、あるいは税額の控除をされるといったような税制の支援がございまして。また、国の補助金の優先採択ということで、もの補助とよく我々呼んでおりますけれども、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業費といったような補助の申請をした際に、この計画の認定を受けていますと、採点のときに加点されるといったような優先採択の要件の一つというようなものにもなっているところであります。また、この計画を認定された企業同士が新たな取り組みを連携して行うといったような場合にも、国のほうから支援をいただけるというようなメリットがあるという状況になっております。

広域振興事業費は各広域振興局にも措置はされているところではございますが、今般の地域未来投資促進法に基づく取り組みにつきましては、昨年度、県北の事業者2社が県の認定を受けまして、今年度からこの各社の取り組みというものが本格化することになっております。その時期を捉えまして、具体的には、二戸市ですと南部美人、あとは洋野町のひろの屋といった企業が認定を受けておるのですが、その事業者の具体の取り組みが目に見える形になってきたタイミングで、この計画を策定する事業者を掘り起こしたいということで事業費の措置をしたものでございます。

○斉藤信委員 これで終わりますけれども、私は全県の県内の中小企業が対象になるのであれば、県北、沿岸地域の企業だけのガイドブックというのではないかと。県内全域どこでも申請して活用できるというガイドブックにするのが当たり前ではないでしょうか。これは意見でとどめておきます。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 35 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○熊谷経営支援課総括課長 議案第 35 号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明します。議案（その 2）の 35 ページをお開き願います。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております資料に基づき御説明させていただきます。

議案第 35 号権利の放棄に関し議決を求めることについてであります。これは県が公益財団法人いわて産業振興センターへ貸し付けていたいわてインキュベーションファンド組成事業貸付金の一部について権利を放棄しようとするものでございます。

いわてインキュベーションファンド組成事業は、先行した 1 号ファンドに引き続き平成 18 年に県や民間企業など計 14 社が総額 3 億 6,500 万円の出資を協調して行い組成されたいわゆるベンチャーファンドでございます。県は、同センターへの出資金、貸付金を通じ、出資者で構成するいわてベンチャー育成 2 号投資事業有限責任組合に対し、5,000 万円を出資いたしました。

この組合は、6 社に投資を行い、契約期間に定める存続期間を平成 29 年 12 月に満了し、全出資者の同意を得まして清算されたところでございますが、この間、平成 20 年のリーマンショックによる世界同時不況や東日本大震災津波の影響を受けまして、大変厳しい投資環境となり、分配金が出資金を下回る結果となったものでございます。同センターには、組合から出資割合に応じて分配金が支払われましたが、出資金 5,000 万円に対し、分配金は 1,523 万 1,260 円となったものでございます。組合は、平成 30 年 1 月に清算されたことから、この差額相当額の貸付金につきまして、県と同センターとの貸付要項の規定によりまして、分配金が出資金に満たない場合は同センターに損失が生じないよう県が所要の措置を講じるものとされていますことから、その差額相当分の債権を放棄しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 済みません。内容は、こうした形であったということはわかりますけれども、私は平成19年からこの場に出席させていただいているのですが、いわてインキュベーションファンド事業ということ自体が何となくわからない。

これは投資先企業から回収できないから、今回、損金が出たという形になると思うのですが、投資先企業の6社というのはどこどこ、何という会社なのか。現在も存続しているのであれば、例えばそこから回収ということはできないのでしょうか。

○熊谷経営支援課総括課長 投資企業につきましては、全部で6社ということでありまして。そのうち、業者名は差し控えさせていただきますが、業種でいいますとサービス業が2社、卸小売業が2社、製造業が1社、農林業が1社でございます。地域別でいいますと、県央地域が4社、県南地域1社、県北地域1社となります。

投資の結果につきましては、6社のうち1社が投資額を上回る回収ができました。4社は投資額を下回る結果でございました。残る1社は、民事再生法の適用申請をしたということになっております。現在の投資先企業の現状ですけれども、営業を継続しているのが4社、事業を停止しているのが2社となっております。組合のほうは、先ほど説明いたしましたとおり、本年の1月で既に解散をして清算済みでありますので、出資した企業からの回収は、これ以上はないということになります。

○郷右近浩委員 これは出資者の中できちんと合意して組合を清算したということでありましてから、法的にはもうこれ以上何ともならないというような部分だと理解はします。

ただ、とはいえ、投資以上のバックがあったところは1社で、また4社が今現在企業として活動を続けているということですが、そうした中であって、例えば今後のさらなる回収などを考えて組合を存続させるであるとか、どういう形かでその4社からきちんと応分の回収をする権利、この権利をどのように残すといったような選択肢というか、考え方はなかったのかどうか。というのは、県民の皆様方から拠出していただいたお金で、そちらのほうに投資して、結局、その投資分がきちんと回収されなかったから、それはそれでいいですという話では決してないような気がするのです。普通のベンチャーキャピタルとか、そういったところとはまた違って、県が出資しているといった中では、法的に簡単に割り切るような話ではなくて、きちんと丁寧にやるべき案件だったと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○熊谷経営支援課総括課長 この2号ファンドにつきましては、当初10年の計画で始まりましたが、その後契約期間を延長して12年間存続しまして、投資後にこの管理会社が6社の経営に入り込んで、ハンズオン支援と言われることで成長の支援を行って、回収できるように最大限努めてきたところだと思っております。

契約期間は12年で満了しましたので、それ以降の存続というのは無理でありましたけれども、その後この投資会社の一部については、その民間のファンド会社のほうに引き継いで、そのまま支援を受けたいという者もありますので、そういった形で官民のファンドから民間ファンドのほうへ移行して、引き続き成長の支援を行っているという形になります。

○郷右近浩委員 経緯というか流れはわかりました。今回官民のファンドで、このベンチャー企業等々を支援して、そして何とか岩手のベンチャー育成をやろうとされたという時代背景の中でこういうことがあったということは理解します。

ただ、そのときにやっぱり官のお金が入っている中であっては、その原資というのは県民の税金という公的なお金であるということでは、もっとしっかりと回収に当たらなければならなかったのではないかと。もちろんさまざまなことを、今回12年にまで延ばしてやった結果、このような結果になったということだと思いますけれども、しかしながら先ほど冒頭で聞いた、投資先企業は何という名前の会社ですかということに対しても、明かせませんということでした。公的なお金を入れた割には、名前は明かせない。また権利を放棄するといったような、簡単に一言で切り捨てるような話ではないというふうに私自身は感じるわけでありましてけれども、その点について、どのような考え方というか、もっとしっかりと説明すべき点があるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○熊谷経営支援課総括課長 ファンドの運営に当たりましては、年に4回、四半期に1度ぐらいのペースで出資者が集まった運営会議や報告会というのをやりまして、その時点の投資の状況ですとか経営状況について、出資者はファンド管理者から説明を受けて必要な意見を述べてきたというところでございます。

それで、個別企業の投資結果は先ほど述べましたとおりなのですが、それのほかに地域経済への波及効果というのを算定しています。それについては、雇用創出効果につきましては、この投資した6社の合計で雇用創出効果が57名ありました。これは、技術者を含めた雇用創出効果になります。

それと、付加価値額ということで、それぞれの経常利益と減価償却費は設備投資をした額ということに、それと人件費、これは雇用の分という創出効果になると思います。この足した額を付加価値額として6社合計で44億9,600万円と算出しております。これが投資結果の社会的効果という部分で整理をされているところでありまして、厳しい投資環境でありましたけれども、出資という形で、それぞれの企業に資本の増強ができたという部分、融資は償還が必要ですが、出資ということですので、その分資本として活用できたということで、その資本を入れた分で設備投資とか技術者の人件費、あとは研究開発費などに活用されたというところで、ファンドについては一定の評価をしているところでございます。

○郷右近浩委員 ファンドについての評価はわかりました。ただ、繰り返しになりますが、やはり公金、それこそ県民の税金を使うということにあっては、今後もさらにファンドであつたりとか、そうしたような手法をとるときには、確かに新しいものを生み出していくということに対しての労力であつたり、経費であつたりがかかっていくということは、私も認めるところでありますけれども、しかしながら大事なお金であるということをしつかりと念頭に置きながら対応するような形をとっていただければと思います。要望で終わります。

○高橋孝眞委員 投資ですからリスクはあるわけですので、当然損失額が出てくることは

やむを得ないのだと思いますが、それを清算するときにはきっちりとした対応をしておく必要があると思います。県の損失であります、6社を公表できませんよという根拠は何なのでしょう。公表したからといって問題になるようなことはないと思うのです。その辺について、まず一つ教えていただきたいと思います。

○熊谷経営支援課総括課長 ファンドには管理者がいるわけですが、ファンドの管理者と投資先企業につきましては、情報開示について秘密保持契約のようなものを結んでおります。今回県議会でこのような権利放棄の議決をいただくわけですので、なるべく情報を出したいということで、再度協議をしたものでありますけれども、それぞれの企業からは開示は難しいという回答を得ているところで、先ほど申し上げましたとおり、業種や地域ということで答弁させていただいたところでございます。

○高橋孝眞委員 当初の予定は5億円の資金を集めてファンドを結成しますよと、こういうことだったのですけれども、3億6,500万円で終わったわけでありまして、ここには何か理由があったのでしょうか。それから、3億6,500万円がほとんど6事業者に出資として回ったのでしょうか。この辺についてお伺いします。

○熊谷経営支援課総括課長 ファンドの出資の内訳でありますけれども、先ほど委員が言われましたとおり、当初5億円の組成を念頭にした出資を募ったと聞いておりますが、結果的には、資料にありますとおり、3億6,500万円という規模になったものでございます。その詳細の5億円に満たなかったというところの経緯は承知していないところでございます。

それと、出資額3億6,500万円のうち、全てが投資に回ったわけではなくて、この中にはファンド管理会社への報酬ですとか、盛岡に営業所を設置して2名常駐したハンズオン支援の体制をしきましたので、その経費ですとか、毎年受ける監査経費とか、それが含まれた額になっております。

○高橋孝眞委員 それでは、6社の関係については、4社が事業継続をしていますと、こういうことでもありますけれども、多分株式会社ないしは有限会社——有限だと上場はできないから株式会社と、こういうことになるのだらうと思いますけれども、その株式につきましては現存しているわけです。この現存している株についての価値というのは、どなたがどのように算定されたのかについて教えていただきたいと思います。県としては、どういうふうに、その算定されたものに対して正しいと認めたのかどうかについても、あわせてお伺いいたします。

○熊谷経営支援課総括課長 株式については、投資した企業は株式公開しておりませんので、市場価格が存在しない状況であります。そこはファンド管理会社が専門的な知識を生かしながら回収のタイミング、時期、方法などについて決定するという権限を持っております。ただし、先ほど申し上げましたとおり、出資者に対しては四半期に1回程度の総会というか運営委員会を開きまして、そのファンド管理会社から、出資者が一堂に集まったところで状況の説明を受けていたと。株式の評価については、当然行政、県のほうでは基

本知識がありませんが、出資者の中にはそういった専門知識を持った方もおりましたので、その方々からは必要な意見があったというふうに聞いております。

○高橋孝眞委員 あったと聞いておりますということ自体おかしいので、県としてどういうふうに算定をして、この金額でオーケーですよとなったのかということ。ほかの人が算定したことに対してオーケー、他が専門的な知識を持っているからその算定が正しいと思いましたがというのは、県としてはおかしい話ですよ、これ何千万というお金を損失金に起こすわけですから。年に4回、運営委員会のような会議を開いたとすれば、毎回毎回そういうことをきっちり、どういう事業でどういう内容でやられているかについて管理してきたと思うのです。そういう管理の過程もきっちり話してもらわないと、なかなかこれ、損失金に起こしますよということで、はい、わかりましたとはいかないのではないかと思いますので、まずは今の点について。

○熊谷経営支援課総括課長 ファンドの管理者との定期的な運営委員会については、先ほど申しあげましたとおり年4回程度で、延べ47回ほど開催され、その中でファンド管理者から現在の状況の説明を受けて、出資者の出席者からさまざまな意見が出たということです。最終的には、この12年間を総括した最終報告書が出されておまして、それをもとに報告会が開かれております。その際には、各出資者と投資顧問会社のほうでいろんなやりとりがありまして、最終的な報告書を何回もやりとりしながら、かなり厳しいやりとりをしながら、最終的には出資者全員の了承を得て清算したということでございます。

その中で県におきましても、このファンド管理者と会議を重ねて、納得のいく形での最終報告書の内容、どんな投資をして、どんな効果があったというあたり、あとそれぞれの投資者の評価はどうだったかというあたりについてヒアリングを行うなどして状況の把握に努めたところでございます。

○高橋孝眞委員 今の話を聞いても、きっちり県が管理してきたかということについてはわからないわけです。

では、次にですけれど、有限責任と無限責任がありまして、ファンド管理者は無限責任ですよ。では、今回の無限責任であったファンド管理者は、割格的にはどのような配当になるのでしょうか。

○熊谷経営支援課総括課長 有限責任の組合員は、出資者である県とそれ以外の13者であります。責任の範囲は、それぞれの出資額に応じた範囲で責任があるということになります。県は5,000万円ということでありましたし、それ以外の13者の出資者については、それぞれ出資額は公表されておませんが、その出資額に応じて責任を持ち、最終的には分配額が分配されたということになります。

○高橋孝眞委員 無限責任の組合員については、出資をしているはずですよ。そして、社員も出して、きっちり報酬はとっていますよね。そういう意味合いでは、有限責任の組合員と無限責任の組合員での配当の割合は違ってもいいのではないですかという意味です。私は当然違っていていいと思いますし、民事再生法の適用申請等、事業ができなかった企業は

2社ありますということでしたから、そういうことから見ても、その部分については別個な配当の仕方でもいいのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○熊谷経営支援課総括課長 組合員14者の出資者にファンド管理会社がいるかどうかはちょっと答弁できませんけれども、仮にいた場合には、持ち分割合に応じた分で、出資者の分は分配になるという制度上の形になります。

○高橋孝眞委員 もう一つ、このファンドの運営する無限責任組合といいますか、県としては、そうするとどういう基準でここに出資することを認めたのですか。当初、平成18年当時はどういう基準だったのですか。

○熊谷経営支援課総括課長 先行した1号ファンドの流れで、1号ファンドの投資が終わったタイミングで2号ファンドを組成するというので、県を初め金融機関とかそういった方たちに出資を募って、結果的に14者の出資に至ったものと考えております。

○高橋孝眞委員 いや、ここの組合員の無限責任組合に対して、多分信用度が高いから県として出資したと思うのです。信用度が高いから出資したのだと思うけれども、その信用度というのは、どのような調査をして、この企業を選んだのかということですか。どうもきっちりとした報告がされていたのかということもわからないわけです。毎年毎年きっちり管理されてきたとすれば、その年その年で、例えば2社が事業停止したとすれば、事業停止をしたときはどうだったとか、全部報告があると思うのです。その内容についても、きっちり整理をしてきていたと思うのです。それは当然ありますよね。だとすれば、その時点で、いいのか悪いのかということも含めて、2年間延長しなくてもよかったかもしれないし、2年間延長して何とかかんとかもしましたというのであれば、それはそれでいいのだと思うのですけれども、どうもきっちり整理されて、損失金がきっちり確定されたのかどうかということがあるやふやなのではないかと思うのです。誰かが見たから、誰かがやったから、県はそれに依じて費用負担をしますよというようなやり方というのはないのではないかと思うのですけれども、その点もう一度伺います。

○熊谷経営支援課総括課長 投資をした後の企業の経営状況ですとか、ハンズオン支援をどうやっていくかというあたりは、先ほども申し上げましたとおり、年4回、四半期毎に報告を求めて、さまざまな意見を出資者からいただいて、それをファンド管理者が改善しながらやってきたということで、県もその運営会議に参加して、この2号ファンドの目的達成のための必要な意見を述べてきたと承知しております。

○高橋孝眞委員 意見を述べてきたというのもそのとおりだと思いますが、県としては企業を育成していくという観点からこのファンドが出てきたと思うのですけれども、ただ単に意見を述べてただけなのですか。それとも、それらの企業6社に対してさまざまな支援を行いながら今日にあって、どうしても清算になりました、この金額が損失になりましたと、こういうことになるのでしょうか。その点はどうですか。

○熊谷経営支援課総括課長 今回の2号ファンドにつきましては、ハンズオン支援という経営に踏み込んだ支援を投資の後でやっていくというのが最大の特徴でございました。具

体には、その投資した6社について、経営会議とか取締役会にファンド管理会社のほうが参画しながら、執行状況ですとか経営計画のほうの内容にも踏み込んだ指導を行ってきたというところがございます。

○高橋孝眞委員 いやいや、それはファンド管理者がやってきたからいいのだという話はおかしいので、県として中小企業を育成する、企業育成をしていくという中身の中で、ただ単にファンド管理者に出資しているからそちらがやりましたということはないのではないかとということです。

それから、先ほど農業分野でも1件投資先がありましたということですが、6次産業化をずっと進めてきている中で、いろいろ取り組みの仕方というのはそれなりの部分でノウハウがあると思うのです。そういうところから考えても、出資している限りは、その会社がよくなるように、それから最終的には上場しますよということを目指してやっているわけですが、今までの話からいえば、県はしっかりと、そういうところに対応してこなかったのではないかと思います。みんな任せてしまったというような感じにしか見えないのですけれども、それではこの三千何百万という損失金を認めるわけにはいかないことになるのではないのでしょうか。認めないからといって、この損失金は確定してしまっているけれども、損失が確定しました、はいということはおかしいのではないかと思います。部長はどうお考えですか。

○戸館商工労働観光部長 経営支援課総括課長から御答弁申し上げますとおり、他の出資者とともに延べ47回にわたる運営委員会に出席して、そして最終的には株式の売却等に関しては最大限回収できるよう努めるようにということも述べてきておりますし、47回の会議の中では個別の出資を受けた企業がしっかりと経営確立をして、上場するところまで持っていけるようにきちっと指導するというのも県として意見を述べてきたところでもあります。結果としてこういった形になったわけでありまして、出資をした効果といたしましては、先ほど申し上げたような雇用効果もありましたし、さまざまな経済的な付加価値も生んだということで、決して望ましいことではありませんけれども、やむを得ないものとして御了承いただければと存じております。

○高橋孝眞委員 株式の評価の確定については、県としてはどなたもかかわっていないですよね。私は、この株式の評価をきっちりと確定しないでいて、県が損失金を了承したというのはおかしいのではないかと先ほど述べましたけれども、なぜかという、破綻する場合でも全部財産を整理してやめていくわけですし、残っていれば、それは残ったなりに整理をしていかなければいけないし、企業価値というのはなかなか難しい話です。それをただ単に県が何もしないで、第三者が査定したからそうですよというようなことはおかしいし、県がどなたかに査定方法をお願いして、これはこれで整理をしますよというのだったらわかるのですけれども、その辺を部長はどう思うのですか。

○戸館商工労働観光部長 投資先の株式は、先ほど課長から答弁申し上げましたとおり、市場価格が存在しないということでもありますので、まずは専門的な知見を有するファンド

管理者において、投資先企業の経営環境が厳しい中で、最大限回収に努めるようにということで意見を申し上げてきたわけですし、その出資者の中には、当然金融機関、複数の金融機関が入っておりますので、そういった方々と県とで最終的な報告を了承したということでございます。

○高橋孝眞委員 ほかの人が見た、東北銀行も投資をしましたと。東北銀行はそれぞれに対してもきっちりと支援してきましたというふうにホームページに書いているのです。県は、その点についてはなかなかないのですよね、支援も何もなし。そして、ほかの人たちが、株の管理にしても最終整理するときも、ファンド管理者にお任せしましたというのは、彼らが整理したやつを、こうなりましたからというだけのことであって、それが正しいか正しくないかについては、きっちりと県が判断するべきではないですかということなのです。銀行がやったからいいですよとか、そういうのはおかしいのではないですか。

さっき3億6,500万円の出資額に対して、総額でいうと44億円かの設備投資をしたという話もありましたけれども、銀行にはそれ以外の貸し付けだってある可能性がありますよね。そういう貸し付けがあるような金融機関が同じような査定をしていくというのはおかしい話なのです。県としてやらなければいけないのではないかということなのですけれども、部長、どうですか。

○戸館商工労働観光部長 このファンドの清算に当たりましては、最終的にファンドの最終報告書というのがあります。ここには県としても主体的にかかわって、内容を審査した上で了承したということでございます。

○城内よしひこ委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○熊谷経営支援課総括課長 午前中の説明で制度的な部分の説明が不足しておりましたので、補足して御説明をさせていただきます。

この2号ファンドは、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく組合契約でありまして、午前中の議論にもありましたとおり、その組合員には無限責任組合員と有限責任組合員の2種類が存在するものでございます。その組合契約の中では、無限責任組合員としてはファンド管理者が、有限の責任組合員として県を初めとした出資者がなっているものでございます。

その契約の中では、無限責任組合員の権限として、組合財産の運用、管理、処分、投資証券に関する議決権、その他組合財産に関する権利の行使、本組合の業務執行として行う投資先事業者に対する経営または技術の指導などが権限とされております。

一方で、有限責任組合員の権限の規定は、有限責任組合員は本組合の業務を執行し、または本組合員を統合代表する権限を一切有しないものとなっております。

また、有限責任組合員は投資証券等の議決権の行使につき、無限責任組合員に対し指図することができないというような規定になっており、無限責任組合員と有限責任組合員が別々の権限を持つということになっております。

本日説明資料で配付した図がありましたけれども、3の(1)の図を見ていただきたいのですが、組合ファンドというところの出資、分配の左側の部分が有限責任組合員の権限になりますし、右側の部分、投資先企業に投資、回収するという権限がファンド管理者である無限責任組合員の権限となっております。

こういう契約に基づく権限の中で県は、午前中御答弁申し上げましたとおり、四半期に1度の出資者の集まる会において必要な意見を述べてきたところでありまして、いわて産業振興センターとも連携しながら、この6社に対する研究開発や人材育成、商品開発といった支援を行ってきたところでございます。以上でございます。

○**斉藤信委員** 先ほどの説明の中でこの6社、このうち4社が営業継続をして1社が民事再生ということでした。あともう一社は何かですか。廃業ですか、倒産ですか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 廃業になります。

○**斉藤信委員** これ12年前の融資で、ちょうど10年前にリーマンショックが起きたのです。だから私は、そういう外的要因があったのではないかと思いますけれども、この2社の民事再生や廃業に至った要因は何ですか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 民事再生を適用申請した業者については製造業でありまして、まさしく輸出等でリーマンショックの影響を受けて、そこから経営が低迷したというところでございます。もう一つの事業停止した事業者については、リーマンショック、東日本大震災津波前に店舗拡大等の出店を拡大し、その経費について投資した費用を活用したわけですが、それもリーマンショックあるいは震災の影響で新規出店が裏目に出たという形で廃業に追い込まれたものでございます。

○**斉藤信委員** 雇用効果が57人で、付加価値額が44億9,600万円だったと。しかし、2社が民事再生、廃業されていますので、現段階で雇用人員はどうなのか。そして、この4社の営業継続というのは、今後も見通しを持った営業状態にあるのか。また、それぞれに融資されているわけですから、この4社については基本的に返済は済んでいると見ていいものかどうか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 現在も存続しております4社については、営業を継続していると承知しております。また、雇用創出人数については、これはことし3月の時点の雇用創出人数でありますので、現在も大体同じような雇用規模を維持しているものと承知しております。

○**斉藤信委員** それで、今回これは第2号ファンドです。先行した1号ファンド、これは平成14年4月19日でしたが、この先行した1号ファンドの実績というのはどうなっているのでしょうか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 第1号ファンドにつきましては、平成14年度に組成しまして、

ファンドの規模は10億円で、そのうち県が2億5,000万円出資しております。その結果ですが、平成25年4月に清算しまして、こちらもリーマンショック、東日本震災津波の影響を大きく受けまして、全体としては出資額10億円のうち分配、投資、回収した額が5億円余となっております。この第1号ファンドにつきましては、平成26年3月の2月県議会定例会において議決を得ているところでございます。

○**斉藤信委員** 10億円の出資金で5億円余が返済されたということですが、これは何社に融資して、そして何社が営業継続になっているのか、そのことも示してください。

○**熊谷経営支援課総括課長** 第1号ファンドの出資は、21社（後刻「42社」と訂正）に出資いたしました。そのうち、その時点で営業継続している数は、少々時間をいただきたいと思えます。

○**斉藤信委員** 1号ファンドの2億5,000万円、そして2号ファンドの5,000万円、この財源は何でしたか。国の特別の財源があったのですか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 県単独の経費だと思えます。

○**斉藤信委員** これは産業振興センターを窓口には参加しているのだと思えますけれども、リーマンショックがあったということを含めて、ベンチャー企業の支援というのは、ある意味リスクのある支援だったのではないかという点で、十分な支援があったかどうかはよくわかりませんが、やむを得ない側面が強いのではないかと。営業継続されている企業に対する支援をしっかりと強化してやっていただきたいというのが私の意見です。わかっただら、後で先ほどの答弁をいただきます。

○**熊谷経営支援課総括課長** 1号ファンドのその後の継続企業については、当時の時点で、30社が継続しておりました。（斉藤信委員「さっき21社融資と言ったぞ」と呼ぶ。）大変失礼しました。投資した企業数は42社。42社に投資しまして、そのうち清算した時点で30社が事業を継続しているということでございます。

○**高橋孝眞委員** 無限責任と有限責任の部分についてはわかりましたし、それはそれで法律の枠組みの中で対応したと。先ほどの部分から見ると、出資金の、配当の確定といいますか、相手先企業の出資の価値といいますか、株式の価値については、無限責任である会社のほうが整理した部分で配当するのであるから、有限責任の人たちについては、それに従いますよというような内容になるのですか。そして、無限責任の会社が管理したとすれば、誰がそれをきっちりと整理をして価値を認めたのかについては、法律的にはどうなっているのですか。

○**熊谷経営支援課総括課長** 投資の権限は無限責任組合員であるファンド管理者が持っているわけですが、有限責任組合員については四半期毎の総会において説明を受けておりましたので、そういう意味では無限責任組合員の説明責任を果たしていただきながら、有限責任組合員は必要な意見を述べてきたというところなのですが、その中ではかなり厳しい状況でありましたので、金融機関などからは大変厳しい意見もあって、それを踏まえたような取り組みをしてきたものと思っております。

○高橋孝眞委員　そこではなくて、今度ファンドをやめますよね。やめたときの企業価値の判断といえますか、株式の価値、これは誰が整理したのですかという意味です。ファンドを構成している無限責任の皆さん方が運営をして、その人たちが1株に対してこのくらいの価値ですよという整理をして、有限責任の皆さん方にこういう内容ですよと説明したとすれば、誰がその価値を認めたのですかということです。聞いていると、県はそこまで認めていませんよね。そういう意味合いではどうなのですかということです。

県が全然管理をしてこなかった、価値を判断しなかったとすれば、私はこれに反対しなければいけないと思うのです。ところが、別個の第三者がきちり管理をして整理されたのであれば、やむを得ないのかなというふうに思うのです。そのさっきの有限責任と無限責任の部分ですよ。

○熊谷経営支援課総括課長　ファンドの管理の部分は無限責任組合員の権限ということでお話ししましたが、そのファンドの管理者では、その回収のタイミング、額、回数といったところはファンド管理者の中でも専門委員会をつくって、そこで専門家の皆さんの意見を聞きながら、評価しながら実行していったという仕組みになっております。

○城内よしひこ委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○高橋孝眞委員　私は、今の回答だとすれば、県がきちりと株式の評価をしていなかったのではないかと思うのです。きちりとした株式評価をしてこなかったことについては、やっぱり県が責任あるのではないかというふうに思うのです。その意味合いで、現時点ではこの案に対しては反対です。

○城内よしひこ委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長　なければ、これをもって討論を終結します。

これより採決します。

本案は原案を可とすることに御異議がある委員がおりますので、起立により採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○城内よしひこ委員長　起立多数です。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員　雇用問題で復興の課題について、なるだけ簡潔にお聞きをしたい。

私は、8月末に県立黒沢尻工業高校とハローワーク北上を訪問して雇用状況を聞いてま

いました。というのは、東芝メモリを初め大企業、誘致企業の求人が続出している状況の中で、ものづくりの誘致企業はどう人材を確保するのか。一方で、地元の中小企業の人材確保は今まで以上に大変切実になっているのではないかと、こういう問題意識で聞いてきたところでございます。

県立黒沢尻工業高校については、これは県内就職率が今年3月卒業で61%、工業高校で一番高いのです。なぜ61%という県内就職率を維持しているのかということで、その取り組みを聞いてきたところでございます。

それで、まず二つお聞きしたい。一つは、今年の雇用情勢、具体的にどういうふう把握して、誘致企業の人材確保や地元中小企業の人材確保に取り組もうとしているか、これが第1点。第2点は、そういう情勢ですから、私はここで何度も取り上げてきましたけれども、高卒の県内就職率を抜本的に高める取り組みが今までになく必要だと。労働局の調査でも、就職希望の7割は県内就職なのです。いわば就職を希望している人の7割は県内就職を希望していると。だから、本当にこれに応えるような対策がしっかり講じられるべきだと思いますが、まずこの2点についてお聞きします。

○西野雇用対策課長 今年の雇用情勢とそれに伴う中小企業の人材確保ということでございます。今年に入りまして、直近の有効求人倍率1.43倍ということで、1倍超の期間がかなり長い、バブル期より長いということで、県内の各企業の人材確保が厳しい状況になっていると認識しておりますし、また5月以降におきましては、新規求職者のうち在職者の、仕事につかれています方々の求職者も前年対比でふえているということデータを把握しております、まさに委員御指摘のとおり、誘致企業の影響なども出ていますと認識しているところでございます。

県といたしましては、それらの状況を踏まえまして、県内企業が人材確保を進めていくためには、生産性の向上などにより収益、経営力を高めるとともに、より働きやすく安心して働くことができる待遇や労働環境の整備を進めるということが必要と考えており、生産性の向上、働き方改革を両輪として魅力ある企業づくりに努めていくことができるよう、しっかりと支援していきたいと考えているところでございます。

2点目の高卒者の県内就職率の抜本的向上に向けてということでございます。最近のデータでは、近年にないくらい高い7割の方が県内就職意向ということなので、まずはその方々が自分の意向に沿った就職ができるよう、きちんと学校の先生方と連携しまして、意向に沿った企業のマッチングができるよう就業支援員を通じて働きかけてまいりたいと考えておりますし、また引き続き県内就職意向がより一層高められるよう県内企業の認知度でありますとか、県内で働くということの魅力、あとは地域の仕事、企業を知っていただくというような取り組みを強力に進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 一般的な答弁で、これでは進まないかと率直に思いました。それで、北上が一番有効求人倍率の高いところで1.85倍です。今もお話があったけれども、求職者の5割以上が在職者なのです。私はびっくりしました。というのは、今働いている職場の待遇

が悪い。非正規雇用が多いということです。だから、求人が出ている今、新しい職場を求めると。有効求人倍率が高いといっても半分は在職者、仕事をしている人ですから、今の雇用実態の劣化、悪化の状況を反映しているのではないかと。

そして、例えば東芝メモリが今焦点になっていますけれども、東芝メモリの新規求人の計画というのは、これは岩手の採用計画ですが、大卒で80人、高卒が290人、そして中途採用が140人。四日市からの転職を約300名見込んでいると。ただ、この計画どおりにいないのです。大手の東芝メモリも、大卒でも確保できないし、高卒の場合は新聞、テレビ報道を見ると190人という話でしたが、これは恐らく東北各県から集めている。それでも、求人数が多いただけにそれなりに確保しているのです。ただ東芝メモリのような大企業でさえ十分確保できていない。そのほかに、東京エレクトロンとか、たくさんの中堅企業がどんどん出しています。それでも大手企業は確保する力も営業体制もあるのです。ある意味自力でそれなりの対策を講じることができるのだと思います。しかし、地元中小企業はそのあおりを受けて、二重の厳しさに今直面している。生産性の向上、労働環境の改善は、確かに中長期的に大事です。しかし、やっぱりそこを踏まえて、今年、来年、再来年と、そこに組み組みながらも特別の支援をしてやらないと、県内中小企業がますます大変になってくる。

そこで、県立黒沢尻工業高校の県内就職率がなぜ61%なのかと。最大の秘訣は、地元企業との連携なのです。インターンシップを県立黒沢尻工業高校は5日間やっているのです。恐らく5日間のインターンシップというのは一番県内でも長いのだと思うのだけれども、1学年大体240人ですから、240人が一斉に5日間、地元の中小企業、関連企業、70社から80社ぐらい毎年協力して、そういう取り組みを2年生の時期にやって、そして3年生になったら、大体そういうインターンシップをやったところの工場見学をやって決める。意外と県立黒沢尻工業高校から東芝メモリに大きく流れるということはありませんでした。それだけ地元企業との協力関係、連携関係が密になっている。

これと比較すると、県立盛岡工業高校だとか県立水沢工業高校だとか県立一関工業高校は取り組みが弱いのではないかと。だから、県内就職率が4割なのです。私は県立黒沢尻工業高校の校長に、ぜひ7割まで上げてくれないかと言ってきました。県立盛岡工業高校とか県立水沢工業高校とか県立一関工業高校の工業高校関係も県内就職率を4割台ではなくて、せめて5割。さらには、県立黒沢尻工業高校並みを目指していく必要があるのではないかと思います。県南地域にはそれなりの企業があるのですから、秘訣として、県立黒沢尻工業高校並みの連携、地元企業との連携、協力関係をとることが大事なのではないかと感じてきました。北上川流域ものづくりネットワークが大変力になっていると。しかし、これには県立水沢工業高校も入っているのです。県立一関工業高校も入っているのですが、それを生かしてやっているのかどうか。

さらに、県立黒沢尻工業高校は専攻科22名いますけれども、全員県内就職です。専攻科の2年目には、自分の就職先の研究をやるのです。自分の就職先の企業の研究をやって就

職していると。だから、県内就職率 61%の比率はそれも含めればもっと高くなる。

だから、この私の経験を県としてもしっかり把握して、県立盛岡工業高校や県立水沢工業高校、県立一関工業高校も同じような取り組みをすれば、工業関係の高校で 5%、10%の引き上げは可能ではないか。それは、高校生の希望と、もう一つは地元の中小企業の需要を踏まえて、そういう形で安定して人材を確保していくことができるのではないかと感じてきましたけれども、いかがですか。

○熊谷産業集積推進課長 今委員御指摘がありましたとおり、岩手県の場合、地域ものづくりネットワークが地域の産業界、教育界、行政の連携によりまして設立されて活発に活動しております。しかしながら、委員御指摘のとおり、地域により強弱というのが多少あるかと思えます。そういった中で、今年から地域産業高度化支援センターを設置いたしまして、いい取り組みが県内全域に波及するように、各地域のものづくりネットワークと連携して強化していこうと活動しております。今御指摘があったような地元企業と地元との連携、学校との連携というようなことが進むように今後も取り組んでまいりたいと考えます。

○斉藤信委員 もう一つ紹介しましょう。私はこの場でもお話ししたのだけれども、これは就業支援員から聞いたお話ですが、普通科の平館高校は、管内 100%就業しているのです。これも管内の企業との連携なのです。管内、地元から就職することが定着すると。これは企業側もそういう思いで、もちろん高校生もできれば地元で働きたいと思っているわけです。だから高校での取り組み、もちろん地元の企業の取り組みもありますけれども、その取り組みの違いで、かなりの差が出ているのです。そういうふうに頑張って成果を上げているところがあるので、しっかりそれを踏まえてね。

それで、雇用対策・労働室長にお聞きしたいのだけれども、あしたの特別委員会でも議論しますが、次期総合計画で県内就職率が新たな指標になっていますね。私は何回も言っているのだけれども、今の低い県内就職率の指標では取り組みにならないと。せめて山形県の 79%とか宮城県の 80%とか、こういうところに肩を並べるように県内就職率を高めるということにしなければ、希望も幸福も見えてこないと思うけれども、いかがですか。

○八重樫雇用対策・労働室長 前回のアクションプラン策定の時点、平成 26 年度、その時点と、御案内のとおりさまざま状況も変わってきております。県といたしましても、高校生の地元定着、地元就職を図るというのは非常に重要な課題と認識しております。現在新たな総合計画、アクションプランに向けて、そういったような情勢の変化等を分析して、そういった新たな目標推進の検討をしてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 具体的な指標を示すのは 11 月ですか。今まで低い目標で、66%でしたか。今は 65%、去年は 66%だった。今の程度で達成するような目標を掲げていたら取り組みにならないと。やっぱりしっかりと目標を持って、それを実現するための取組方針というのが具体化されなくてはならない。

私は芽があると思っているのです。だから、中長期的に打開すべき問題と、1 年、2 年、

3年で成果を上げる問題とあるわけだから、ぜひそういう立場で希望が見える計画、方針をしっかりと練っていただきたい。

もう一つ私がお聞きしたいのは、復興の課題で、地元中小企業の再建の問題です。これは、きょういただいた資料なのですけれども、被災市町村における商工団体会員事業所の被害状況で、被災事業所というのは4,341事業者で、営業再開、継続が3,067事業者、70.7%ということでした。これは一番直近の9月1日の状況ですけれども、どんどん、どんどんこの率が減っていくのです。ただ、よく見なくてはならないのは、陸前高田市は53.5%、大槌町が54.3%、山田町が57%、被害の大きいところは5割そこそこだということです。そういう意味では、今頑張っている、営業継続している中小企業、事業者を本気になって支援しないと、今でさえもう4割以上減っているわけだから、これだめなのではないかと。

そういうことで、県の被災地における中小企業の営業継続に対する、また本設移行に対する支援策はどうなっているのか。千田美津子議員が一般質問で聞きましたけれども、仮設店舗で営業している方々の本設移行、もう一つは今の仮設店舗の譲渡を受けて、そのまま営業を継続したいということ、あとはもう自分の代で終わりだという方もあると思いますけれども、そうした意向はどのように把握されて、どう支援をしようとしているかお聞きします。

○熊谷経営支援課総括課長 被災事業者への支援の関係でございます。本会議の千田美津子議員の一般質問の答弁でもありましたとおり、現在の仮設の店舗で営業している商業者は280者ほどとなります。現在その市町村では、仮設店舗に入った皆さんの意向がどうであるのかという聞き取りとか訪問調査、あるいは書面でアンケート調査などをして把握しているものと承知しております。県もその状況を四半期に1度集計しておりますけれども、まず県としては本設再開の準備が整った方には、グループ補助金の活用について、計画づくりから商工団体と一体となって支援しておりますし、自己負担分の費用について工面が難しい場合、あるいは高度化スキーム貸付という国庫補助の4分の1補助の自己負担分を貸し付ける制度がありますので、その辺の金融の支援もあわせて行っているところでございます。

国におきましては、仮設施設撤去費用を10分の10で助成する制度がありまして、その助成について、今回の概算要求で要求しているということもあります。市町村においては、今まではこの仮設施設撤去の期限が30年度末だったのですが、この概算要求を受けて延長の可能性が大きくなり、その撤去の期限によらず、被災事業者の皆さんには支援できるものと思いますので、まだ転居先が決まらない方ですとか、どうしようかと迷っている方については、県も一緒になって一人一人に寄り添った支援をしていきたいと思っております。

○斉藤信委員 まず仮設店舗の移行の問題については、私は5月の政府交渉のときに中小企業庁の企画官から中小企業庁としては来年度も継続すると、慌てて退去を迫ることがないよという話を皆さんにも市町村にもお伝えしてと、7月に政府交渉をやったときには2020年度まで続ける予定だと、こういう回答でした。だから、今回概算要求に盛られた

中身は、復興期間の10年間、あと2年間は継続するという方向で示されているのだと思うのです。

せっかく国がそういう形で10年間は仮設店舗での営業、解体の補助もやると言っているときに、まだ見通しが立たないのに退去させられるようなことがあっては絶対にならない。ましてや、私がさっき紹介したように、既に4割以上は廃業を迫られているようなところで、今頑張っている事業者を応援しないでどうするのかと。まさに復興に対する基本的姿勢が問われるのだと思うのです。頑張って営業継続をしているところには、どうやったら営業継続できるか、本設移行ができるか、または譲渡というやり方で営業が継続できるかと、親身になって支援するというのが県や市町村の、行政の一番大事な姿勢なのではないのかと。

ちょっと思い出すのは、3月に釜石市の呑ん兵衛横丁のママさんたちが追い出されましたよね。テレビで見ましたけれども、営業継続したいと言っていたのです。しかし行き先がない、しかし3月末に追い出される。こんなことが私はあってはならないのだと思うのです。だから、やっぱり基本姿勢として、国もそういう方向を示した中で、本当に1者、1者の状況を踏まえて、親身になって営業継続と本設展開を支援するというふうに、県から市町村まで心をつなぐ取り組みをしてほしい。総合計画は幸福をキーワードにとっていて、幸福を踏みにじるようなことをしてはだめですよ。まだ280の商業者が仮設店舗で頑張っていると。このうち陸前高田は129者もあるのです。そこはぜひ部長、今新しい状況において、そういう行政の立場というか、言うことを聞いていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○戸館商工労働観光部長 仮設店舗にまだ入居されている事業者の方が多数いらっしゃる中、今後ということではありますが、仮設施設撤去費用の助成については、委員御指摘のとおりでありますし、本会議で答弁させていただいたとおりでありますけれども、いずれ仮設店舗営業者がまだ多く残っている県内4市町でございますが、大槌町では集約をした上で延長するというようにしておりますし、残りの3市町についても個別に相談に応じながら対応するという意向を示しております。県といたしましても、これは被災した市町村のまちづくりの中でどんなふうに考えていくかということと密接に関連しますので、市町村と、それからそこで営業している事業者の方に寄り添いながら本設移行、それからテナント営業、仮設施設の譲渡、そういった方法がありますので、最後までしっかりとフォローしていきたいと考えています。

○斉藤信委員 おととい県内の商工会の会長方と懇談する機会がありまして、陸前高田商工会の会長から、今アバッセに20店舗、その周りに20店舗、そして数年先には100店舗から120店舗ぐらい集約される予定だと伺いました。だから、これからが勝負なのです。今力のあるところが先行して中心市街地に出店をしている。今はそういう形で集約化されていますけれども、これからは100者になるのか120者になるのか。ここが勝負どころ、これからが本番だという感じがしますし、大槌町は言われたように、仮設商店街を福幸き

りのところに集約していますが、あそこはなかなか商店街の中心が定まらない。ほかのところとは違った困難さを大槌町は持っているのではないかと私は思っていますので、ここは本当に県も専門家が知恵を出して、どういう形で中心市街地を構成するのか、中心商店街という形の集約したまちをつくるのかというきめ細かな対策をしていただきたい。これが第1点。

あともう一つは、陸前高田市は仮設店舗の入居者の調査をやったのです。そうしたら6割が無償譲渡を希望すると。数が多いということもあって、無償譲渡の要望も結構多い。理由は二つなのです。一つは資金問題です。これから1,000万円、2,000万円の借金をして出店して、10年後に元が取れるかという不安ですよ。もう一つは、住宅の近くで商売をしたいということなのです。ここがなかなか複雑な問題なのです。やっぱり商店街にしてみれば周りに家があることが一つの決定的条件になっているので、そういうことを反映しているのではないかと思います。そういう意味で、仮設店舗で営業している方々、その他のことも含めて事業者の実態、要望、意向、しっかり把握して、その意向に応えた支援策をしていただきたい。

そして、中心市街地の形成というのでは、大槌町はこれから駅もできます。ただ本当に、役場のところが中心なのか、大槌町文化交流センターおしゃちのところが中心なのか、どっちつかず。商店もそこで迷っているのです、どこに出店したらいいかということで。そういう点でいけば、まちなか再生計画もそういうふうにならなかったという話も大槌町の場合ありますので、まちづくりと、そういうきめ細かな支援策ということをしっかり進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○戸館商工労働観光部長 繰り返しになりますが、御指摘のとおり、被災市町村のまちづくりと密接に絡む話でもありますし、大槌町の場合はまちづくりの全体図を描くところで少々時間がかかっているのだと思っております。市町村が主体になって、このまちづくりというのは進めていくべきものと思いますので、我々としてはそこに暮らす方々、そしてそこで事業をされる方々、これは産業支援機関もありますので、一体となりましてしっかりと支援してまいりたいと思います。

○高橋孝眞委員 私も雇用の関係について質問させていただきたいと思いますが、東芝メモリなり、デンソー岩手なり、それぞれ進出を計画しているといいますが、来ていますけれども、これによりまして、どのくらい雇用の拡大がされているのかということをもっと一つ聞きたいと思えます。

先ほど齊藤委員も言いましたけれども、東芝メモリが来て、非正規職員が岩手工場が来ることによって、非正規から正規の職員にすると、こういう部分も出てきておりますので、これはこれでよかったと私は思っております。ただ、人材確保という部分から見ると、現時点でどの程度充足されていて、あと希望される分というのはどの程度なのか。例えば来年4月から開業するとすれば、どの程度確保されているのかという部分も教えていただければと思います。

○熊谷産業集積推進課長 東芝メモリの進出に伴う雇用の拡大についてでございますけれども、東芝メモリによりますと、平成31年3月卒業の新卒者につきましては370名採用することに加えまして、キャリア採用者につきましては140名を採用し、合計510名を採用する計画と伺っております。新工場の最終的な人員規模は、1,000人以上になるということも伺っております。

地域の人材確保につきましては、新卒者の県内就職の促進とU・Iターンによる人材確保の取り組みが重要であると認識しております。県では、これまで生徒、保護者、教員を対象とした県内企業の工場見学等による認知度向上や就職支援による県内定着に取り組んできております。また、先ほど申し上げたように、今年度新たに地域産業高度化支援センターを設置しておりますし、さらには、人材育成定着支援員による企業、大学等訪問など、県内企業への就職に向けた取り組みを拡充させておりました。こういった取り組みを通じまして、県内ものづくり産業における人材の確保は可能と考えているところでございます。

○高橋孝眞委員 可能と考えているなら非常にいいことだと思います。それで、北上市周辺で、今回東芝メモリ、デンソー岩手なりいろいろな企業の進出が決まっていると思うのですが、そういう決まっているところの現時点での雇用者数、来年4月だったら4月に何人ぐらいの予定をしていて、今何人ほど希望されているか。十分に確保されているのかということをお願いできればと思います。

もう一つは、東芝メモリは、最終的には1,000人以上になるのではないかと話でしたが、東芝メモリが北上市に進出する際に、県と市はどのような協議をされたのでしょうか。例えば雇用の確保については、東芝メモリもかなり厳しいよねということを含んで北上市に進出するようになったのではないかと思います。その場合に、北上工場にいた人たちが四日市なり県外に移ったのは、700人なり1,000人なりと、かなり向こうのほうに行っているよね。その人たちが、別会社だから別だといえはそのとおりでございますけれども、北上に戻ってこられるような交渉もされたのかという部分です。

そして、今企業局は工業用水の関係で計画を組んでいるわけですが、1期工事としては、現状で一応十分なのかなという話を聞いていますけれども、2期工事、3期工事を含めながら、来年度、140億円なり150億円をかけて取水をしていくのだという計画としているわけですが、それは具体的にどのような内容でしょうか、現時点でわかる部分について教えていただきたいと思っております。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 まず、東芝メモリの北上市への進出に際しての人材の確保の件でございますが、折衝の中で人材の確保について、担保といいますか、本当に集められるのだろうかというようなお話はあったこともありますが、そこについては東芝メモリの独自の努力ということもございまして、我々県、それから地元北上市等々、人材の確保についても支援をしていくということの中から、北上市に進出を決定していただいたと。

委員お話しのとおり、リーマンショックのあたりからですが、岩手県から四日市

のほうに、700人から800人ぐらいが移転しているということで、その方々をこちらに戻すという計画のお話もあって、いずれ四日市市にいらっしゃる岩手県出身者の方々に北上に転籍を希望される方々の状況は、今のところ、新聞等の発表でも300人ぐらいで、来年、2021年の操業に向けて、こちらのほうに戻す計画で進んでいると伺っています。

それから、2点目の工業用水の関係でございますが、工業用水につきましては1棟目については今ある工業用水の能力で充足が可能というふうに考えております。ただ2棟目、3棟目につきましては、今の施設では、多分賄い切れないということかと考えておりますが、いずれ東芝メモリ側の2棟目、3棟目の計画も、一応前向きな御検討はいただいていると認識しておりますけれども、国際的なメモリの市場の動向を見ながら、いずれ東芝メモリが投資の時期を今後決定されていくということを我々は今注視しているところでございまして、水の確保については、その辺の情勢を踏まえながら対応を万全にしていきたいと考えています。

○高橋孝眞委員 東芝メモリが進出するといったときに、私はきっちりと東芝メモリに、岩手県から何人行っているから、このくらい来ていただかないと、かなり人材確保は難しいよねというような交渉をしたのかなと感じておったのですけれども、先ほどの話から見ると、そういうことはなかったということですね。やっぱり最初の時点でそういう話をしていかないと、本当に来るのか来ないのかなという気もするので、その300人予定していたというのはそのとおりなのかもしれませんけれども、何人はこっちへよこすよというのがあればよかったのではないかと思ったところであります。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 東芝メモリの当初の北上市への生産拠点の設置といたしますのは、さかのぼること10年前、平成20年に最初の意思表示がございましたが、その後リーマンショックやら世界的な半導体市場の乱高下がございまして、なかなか投資のタイミングが図られてこなかったと。その間我々のほうでは、北上市への拠点設置とあわせて、北上から四日市のほうに派遣されている従業員を、本人たちの希望に沿っていずれ帰してほしいという交渉は10年間続けてきております。

ただ、現時点では、当初に四日市に異動されてからかなり時間もたって、向こうで子供の学校の問題ですとか、そういった家族の都合もあって、今すぐにこちらのほうに帰れるかどうかという状況は、個々の従業員の一人一人の状況を鑑みて会社のほうでの御判断というふうにも伺っております。今回の北上の新工場建設に関しての異動は、とりあえず今異動を希望されている方々ではないかと考えております。

○高橋孝眞委員 いずれできるだけ多くの方が北上市に戻ってこられるように取り組んでいただきたいと思いますし、もう一つは次の投資というのをお互い情報を得られるようにして、なかなか事前に公開しないで、急遽決めますというようなことみたいですが、少しでも早く情報を得て、例えば工業用水を準備したとしても、来られないと困るし、ある程度の水の量の確保だとすれば、水利権の問題もあるし、今6万トン日量云々というけれども、半分でもいいのだとすれば、それなりの設備でいいのだと思うのです。工業用水に

どんどん、どんどん投資をしても回収できなければいけませんので、企業局とも十分協議をしながら進めていただければと思っております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○今野教育次長兼教育企画室長 それでは、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案（その1）の6ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費の1項教育総務費から6項社会教育費までの6,734万6,000円を増額しようとするものでございます。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。お手元の予算に関する説明書の65ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の管理運営費でございしますが、これにつきましては、過年度に受け入れました国庫支出金の返還に伴う増額でございします。これは、公立高等学校授業料徴収交付金につきましては、会計検査院の会計実地検査の過程で算定対象とならない生徒数を報告していたことが判明いたしましたため、交付金の再確定手続を行いまして、国に返還を行おうとするものでございします。

その下、4目教育指導費の雲南省教育交流推進事業費でございしますが、雲南省との教育分野の交流を促進し、教員等の派遣を通じまして、ICT機器の活用や英語力を初めとした生徒の能力を伸ばす授業方法等について学び、広い視野を持って岩手と世界をつなぐ人材の育成につなげていこうとするものでございします。

次の66ページをお開き願います。4項高等学校費、4目教育振興費の産業教育設備整備費でございしますが、これにつきましては生徒の実習送迎中に発生した被害事故によりまして、修理不能となりました一関第二高等学校の実習移動用のスクールバスの購入に要する経費でございします。

5目学校建設費の建物等維持管理費及び下の67ページ、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の施設整備費につきましては、大阪府北部を震源とする地震によりましてブロック塀が倒壊し、女子児童が犠牲となった事故を受けまして、生徒や歩行者等の安全確保を図るため、県立学校施設のブロック塀の改修等を行おうとするものでございします。

次の68ページでございしますが、6項社会教育費、6目美術館費の施設整備費につきましては、経年劣化により故障いたしました県立美術館の空調設備の改修工事を行おうとする

ものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 学校建設費のブロック塀についてですが、古い資料なのかもしれませんが、岩手県で危険なブロック塀が確認された学校数は 37 校、それに対応済みが 29 校と 8 月の新聞に出ていましたけれども、現時点でこれはどのようになっているかについて教えていただきたいと思ひます。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 学校施設のブロック塀の関係でございすけれども、まず県教育委員会の所管施設分でございますが、学校施設としては水沢高等学校の敷地内でブロック塀が確認されましたほか、10 校 11 カ所の教職員公舎、公の宿舎等、それから盛岡第一高等学校の寄宿舎、合わせて 13 カ所でブロック塀が確認されたところでございす。この県教育委員会所管分については、いずれも著しいひび割れとか破損、あるいは傾いているなどの状況にはございせんけれども、設置から 30 年以上経過しておりますので、どれも経年劣化による安全性への懸念があることから、13 カ所全てのブロック塀を撤去、改修することとしております。

それから、市町村立学校につきましては、県内 524 校で安全点検が行われまして、うち 14 市町村の 56 校でブロック塀がございまして。うち当該市町村の判断では、幼稚園が 1 校、小学校が 17 校、中学校 6 校の計 24 校で安全性に問題が認められたブロック塀等がございまして。幼保連携型こども園、義務教育学校ではブロック塀そのものがなかったところでございす。

○高橋孝眞委員 今回の予算は県管理分ということですよ。市町村では 56 校にブロック塀があつて、24 校が危険ですよという判断ですけども、その安全ですよという判断はどういう基準によつて、どのような方法で安全性を確認したのかについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 先般国から示されましたブロック塀の安全点検の要領では、二つ要素がございまして、一つは建築基準法施行令の規定に合致しているかどうか、それから先ほど申し述べましたけれども、経年劣化の状況については、著しいひび割れとか破損、あるいは傾いているなどの状況にあるものについては、第 2 段階の点検として内部の点検を求められたところでありす。その目視点検と内部点検の 2 段階の点検で安全とされたものについては、先ほど申し上げたとおりでございす。

○高橋孝眞委員 そうすると、今の基準は、ほぼ目視で問題ないですよということなのでしょう。内部の構造がわからない部分については、外観から見て亀裂がないといつても、内部構造から見ると危険な部分だってあるわけですよ。そこまでは求めないというのが今の基準なのですか。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 先ほど申し上げましたとおり、今回国から示された安全点検の要領では、建築基準法施行令への適合状況と、それから経年劣化の状況ということ

で、まず目視点検。それで、その目視点検で問題があれば内部の点検に進むという手順でございます。

建築基準法施行令への詳しい適合状況につきましては、鉄筋の配置状況ですとか、それから基礎の根入れの深さなどブロック内部の点検が、委員御指摘のとおり必要でございますけれども、L型とかクランク型の塀の形の場合は構造計算が必要な場合もございます。

先般文部科学省から示された通知では、撤去等の予定がなく、かつ目視点検で安全性に問題があるとされたブロック塀について内部点検が必要とされておりまして、その手順で県教育委員会、市町村教育委員会とも進めてきたところでございます。

○高橋孝眞委員 事故が起きないように、目視でありますから、定期的に確認をするということも大事だと思いますので、やっていただければと思います。

それから、先ほど教育振興費の中でスクールバスの整備といいますか、事故への対応ということですが、具体的にはどのような内容で今回予算措置されるのかについてお聞きいたしたいと思います。

○佐藤特命参事兼学校施設課長 産業教育設備整備費の補正でございますけれども、一関第二高等学校の実習移動用のスクールバスの購入に要する経費でございます。これは、本年2月に発生した被害事故で、以前の車両が修理不能となったために新たに購入するものでございまして、これまでは一関清明支援学校所有のバスとかレンタカーで代替してきているものでございます。今回29人乗りのマイクロバスを購入しようとするものであります。

○永井教職員課総括課長 スクールバスの状況でございますけれども、まず代車の修理不能の期間については、本当は2週間程度の時期を必要としていたものでございますが、生徒が利用するという特殊事情を鑑みて、3カ月間延ばしたものでございます。

それから、67万5,000円という金額につきましては、これはスクールバスの時間額を損害額としたものでございまして、これはもともとの事故車が昭和63年の登録と非常に古い車両でございましたが、当時のいわゆる新車の査定、今は損害保険上の値段の査定がございまして、これが675万円ということでございましたので、その10%を時間額として今回の賠償額として計算したものでございます。

○高橋孝眞委員 ちょっとわからないけれども、事故があつて、修理をして、それで査定をして、今回その部分として新規に購入しましたと、こういうことですか。どういう事故があつたのですか。

○永井教職員課総括課長 失礼いたしました。事故の概要でございますが、平成30年2月2日金曜日でございますけれども、教職員と、それから生徒5名が乗ったスクールバスが、農場での授業を終えて本校舎への移動をしている最中に、対抗車線を走行していた軽乗用車がスリップして、当該スクールバスの車線に進入してきたといいますが、滑って入ってきたということで、これを避け切れずにスクールバスに衝突されたということでございます。スクールバスはその衝撃で道路側の電柱にぶつかってしまった、これが事故の内容でございます。

○高橋孝眞委員 今の話から見ると、相手が悪いということですよ。向こうからの損害賠償というのはどの程度になるものですか。

○今野教育次長兼教育企画室長 今回御提案申し上げますのは、あくまで新車の購入に要する経費ということでございますが、先ほど申し上げましたように、今回の事故については100%の被害事故ということでございますので、先ほど申し上げました67万5,000円については、被害事故についての損害賠償として相手方から、保険会社を通じてでございますが、県に支払っていただくと、そういった内容でございます。

○斉藤信委員 一つだけ、雲南省教育交流推進事業費について493万円余の補正ですけれども、これは何か協定があって行うのか。先ほどICTとか英語力活用というのであれば、何も雲南省まで行かなくてもいいわけなので、これは何を根拠に行われるのか。これは、教師、生徒、どういう形でかかわるのか、1回限りなのか、そこを教えてください。

○小久保学校教育課総括課長 本事業につきましては、県政全体において、本県と雲南省との交流の一環として進めたいと考えているものでございます。この交流につきましては、委員も御案内のとおり、平成25年に本県と雲南省との間で、友好交流協力協定、それから平成28年にその覚書といったものも結ばれまして、経済ですとか観光、農林業、教育文化、青少年といった分野で交流を進めることとしていたところでございます。

この教育の部分につきましては、特に初等、中等教育分野においては一体的な交流というものがこれまで行われていなかったわけでございますが、本年4月に雲南事務所が開設されて、本県と雲南省との一層の多面的な交流を促進していくという文脈の中で、この教育についての交流も図っていききたいというものでございます。

それから、このかかわり方、今後につきましてはですけれども、教員を雲南省に派遣することによって、グローバルな視点を持つ教員というものをふやしてまいりたいといったことを考えております。それによって教員の意識ですとか、また教員同士のネットワークといったものを広げていくといったことを期待しているところです。

また、そういったものが子供たちにとってグローバルな視点を育む教育にもつながっていくものというふうに考えております。

なお、具体的に雲南省における学校においては、先ほど説明において申し上げましたとおり、ICTを使っていたり、英語については、中国では小学校からの必修化を既に始めていますので、そういった特徴等々も一例として学んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 これは、新規で単年度の事業だと思いますが、何人の教員が、どの程度の期間で行かれるものなのか。

○小久保学校教育課総括課長 ただいまの御質問への答弁の前に、先ほど1点言い忘れましたが、来年度以降につきましては、これは教員派遣を継続していきたいといったところでネットワークの構築につなげていきたいと思っております。

それから、今委員からお尋ねいただいたものですが、人数につきましては9人の予定でございます。それから、期間については1週間程度を考えております。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○藤澤高校改革課長 議案第 23 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。条例案は、議案（その 2）の 20 ページから 21 ページにございますが、お手元にお配りしております条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1 の改正の趣旨でございますが、県立高等学校の学科の設置を新たにしようとするものでございまして、平成 28 年 3 月に策定いたしました新たな県立高等学校再編計画に基づくものでございますけれども、内容としましては、少子化による生徒減少に対応するとともに、社会情勢の変化等を踏まえた学習内容とし、魅力ある学科構成としようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容についてでございます。大船渡東高校につきましては、現在の機械科と電気電子科を見直し、機械電気科を新たに設置いたしまして、現在の 5 学科の体制を 4 学科の体制としようとするものでございます。機械電気科は、地域の製造業等における人材ニーズを踏まえまして、機械と電気の知識をあわせ持つ人材の育成に向けた学習内容としようとするものでございます。

なお、これまでの機械科、それから電気電子科につきましては、現在の在校生が卒業するまでの間は設置を継続しようとするものでございます。

次に、宮古水産高校につきましては、現在の海洋技術科と食品家政科を見直し、海洋生産科を新たに設置いたしまして、現在の 3 学科体制を 2 学科体制とするものでございます。海洋生産科につきましては、水産業における人材ニーズを踏まえまして、現在の海洋技術科と食品家政科の学習内容をコース制で維持いたしまして、船舶運航、漁業、水産加工などに係る専門知識や技術を身につけることができるような学習内容としようとするものでございます。

なお、海洋技術科及び食品家政科につきましては、現在の在校生が卒業するまでの間は設置を継続しようとするものでございます。

最後に、3の施行期日でありますけれども、これらの改正は平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第40号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 議案（その4）1ページ、議案第40号財産の取得に関し議決を求めることについてでございますが、便宜お手元に配付しております資料により御説明を申し上げます。

1の趣旨でございますが、東日本大震災津波により全壊いたしました高田松原野外活動センターを移転復旧するため、事業用地の取得に関しまして、議会の議決を求めようとするものであります。

2の目的は、野外活動センター用地に供するためであります。

3の取得する財産であります。所在地は陸前高田市広田町地内です。種別は土地、細目は宅地、学校用地及び田などです。数量は4万1,503.24平方メートル、取得予定価格は1億2,380万5,903円です。

4の契約方法等ではありますが、随意契約により、引き渡し期限を平成31年3月31日として陸前高田市ほか14名から取得しようとするものであります。

参考までに申し上げますと、今回取得する土地のほか、陸前高田市が防災集団移転促進事業により取得した土地、約1万5,000平方メートルについて国からの財産処分許可がなされた後、陸前高田市から無償譲渡により取得する予定であります。

5の取得の方法は、買い入れであります。

以上で財産の取得に関して議決を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○城内よしひこ委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 まず、この場所を選定した理由について教えていただきたいと思っております。

交通事情を考えた場合に、少し不便なのではないかなという感じがしましたものですから、その辺を教えていただきたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 本地を選定した理由でございますが、まずかつてあった場所、陸前高田市高田町での復旧でございますが、第1に浸水区域であること、第2に復興祈念公園の事業用地となったため困難と判断したものでございます。現在の広田町は、県有地の有効活用、旧広田水産高校の県有地の有効活用の観点、あるいは同じ陸前高田市でございますが、温暖な地域であるということ、それから陸前高田市との協議によりまして広田町が望ましいという陸前高田市からの要望等によるものでございます。

○高橋孝眞委員 では次に、合計で5万6,000平米ほど用地として取得を最終的にするわけでありませけれども、これらについてはどのような使い方をされるのでしょうか。これからですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 敷地内施設等の概要を申し上げたいと思いますが、一つは宿泊棟、これも従前の規模で建設をいたします。それから、体育館、テニスコート、従前は人工芝で8面ございましたが、今回も同規模で考えております。次に、運動広場、これは400メートルトラックの規模でございます。それからキャンプ場。キャンプ場は、従前は宿泊400名が可能な規模でございましたが、地形等の関係から、この部分は約半分の200名程度の規模と考えております。それから、駐車場でございます。大体1万平米ぐらいの規模でございましたが、同規模の駐車場を構想しております。

○高橋孝眞委員 そうすると、事業スケジュールはそのとおりで、かなりの投資をされるわけですが、この投資の金額というのは大体どの程度を想定されているのか。これは、グラウンドなり体育館なり宿泊施設、そういう部分や、道路事情を考えると、やはり場所的に少し外れになってしまうような気がするのですけれども、つくって利用されないということが一番困るわけでありませ。市と協議するのはそのとおりだと思うのですけれども、県もきっちりと、ここが一番いいのだと理解をして取得をしていくことなのだと思うのですけれども、その辺の経過についてはどうなのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 まず経費でございますが、今回提案させていただいております用地取得及び敷地造成、それから建物等施設を含めまして、現段階では60億円程度を想定しているところでございます。

この場所に確定した経緯ということでございますが、先ほど申し上げたとおり、前の場所は無理だということ、そしてこの施設は本県においては温暖な高田松原にあったということで、年間11万人ほどの利用者を数えておったわけですが、基本的に温暖なところゆえの誘客力といいますか、機能が求められていることから、同地域の中でということ、陸前高田市との話し合いのもとでここに確定したというところでございます。

あとは、広田町の皆様も地権者の皆様に初め、地域の皆様が非常にこの施設の完成を心待ちになさっておりまして、そういう意味でも求められてその場所になったと考えております。

○高橋孝眞委員 公共施設が建つということは、地域の人たちは皆さん喜びますので、それはそのとおりだと思います。これ約 60 億円かかるのですけれども、これはほとんど復興予算といいますか、そちらのほうから手当てされると認識してよろしいのでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 委員御指摘のとおりでございます。造成経費は復興特区法により賄う見込みでございますし、建物等につきましては災害復旧の補助金を活用いたします。県負担分の財源につきましても、復興特区法を活用してということで考えております。

○高橋孝眞委員 財源の確保ができていいよねというふうにも思うわけですが、土地の取得予定価格の算定について聞きたいと思うのです。これは、宅地が平米当たりでいいますと 6,517 円、それから学校用地は 3,170 円、次の田んぼが平米当たり 2,633 円、畑で 2,200 円となっているのです。田んぼは、10 アール当たり 263 万円もするような収益性の高い土地なののでしょうか。この算定した根拠について教えていただきたいと思えます。

もう一つは、ここは農業振興地域なのかどうか、都市計画区域以外なのかどうか。この二つの用途に入っているかどうかについても教えていただきたいと思えます。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 取得予定価格はどのように決めたかということにつきましては、不動産鑑定士によります鑑定評価をもとに算出したしました。その金額につきまして、さきの 8 月に財産評価審議会において適当な評価価格であると認められたものでございます。

2 点目の農業振興地域のことでございますが、1 カ所解除の手續を必要とする場所がありますが、取得後取り組んでまいる予定でございます。

○高橋孝眞委員 不動産鑑定評価を受けたということですが、不動産鑑定評価につきましては三つの方法があるわけですね。収益還元法と、近隣類似の比較法、それから原価法があるわけですね。これらはどういう不動産鑑定評価をされたのでしょうか。

それから、もう一つは、この金額は非常に高過ぎると思うのです。1 カ所だけの不動産鑑定評価をとったのではないかというふうに危惧するわけですが、2 カ所なりとったのでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 不動産鑑定具体的な方法でございますが、聞くところによりますと、標準となる場所の価格を参考にして、道路に近いであるとか、遠いであるとか、土地の形状であるとかいうことを考慮して鑑定を行ったということでございます。

○高橋孝眞委員 鑑定を行ったと聞いているというのはおかしい話で、その鑑定評価をもってこれを提案しているのでしょうかということ。その鑑定評価の中身の中でどういう方法をとりましたかということ。そのとった方法について教えていただければいいです。

類似だとすれば、田んぼで浸水した地域ですら、300 万円とは言いませんけれども、260 万円。私のところの田んぼなんかは 20 万円もするかしませんか。そこは、農業振興地域

も入っています。農業振興地域ではなくて白地地域だとしても、私のところは30万円か40万円すれば精いっぱいです。工場がいっぱい来るような、そういう場所で、そういう金額ですよ。

前の市街地から見ても、かなり離れていますよね。そういう意味合いで、この評価そのものについてはおかしいのではないかということと、多分県の施設を市に売却するときはどういうふうにするかということ、県の鑑定評価と、買うほうの市の鑑定評価、お互いが鑑定評価をした結果を持ち寄って、私は最終的に決めているものだと思っておりました。今回、相手方に陸前高田市が入っているわけです。それで、陸前高田市もそういう評価をとってやっているのか。県がとった鑑定評価方法なのかということのも違いがあると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 恐れ入ります。手元に詳しい資料がございませんので、今取り寄せますので、お時間をいただければと思います。

○城内よしひこ委員長 では、暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。

○高橋教育長 ただいま不動産鑑定については課長から申し上げましたけれども、実はこの取得に当たりまして、これら公共事業を多く手がけている県土整備部にも相談しつつ、それから陸前高田市とも協議をさせていただきました。そして、この用地の取得契約については、鑑定も極めて大事なのですけれども、売り手と買い手の合意がしっかりとれるということが大事でございまして、これまでたび重なる交渉をやった上で、この金額が妥当だというようなことで議案を提出させていただいております。そういうことでございまして、御了解いただきたいというふうに思います。(高橋孝眞委員「まず、鑑定評価を」と呼ぶ)

○城内よしひこ委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 再開します。この際、10分ほど休憩をします。

〔休憩〕

〔再開〕

○城内よしひこ委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 お時間を要して申しわけございませんでした。先ほどの件についてお答えいたします。

不動産鑑定の方法でございしますが、比較法を用いて地目毎に標準地、そして標準価格をもとにして評価をしたということでございます。

それから、単価の高い低いのお話でございしますが、お配りをした全体表の中で割り返す

と、いろいろ地目毎に差は出てくるかと思われませんが、これは1筆毎に単価が異なるものでございます。いずれ鑑定の手法及び価格については、全て8月の財産評価審議会において適切であると御承認をいただいたものでございますし、各地目につきましても、この価格をもって地権者と用地交渉を行い、同意をいただいているものでございます。

○高橋孝眞委員 先ほど教育長は、不動産鑑定ではなくてお互いの話し合いの中で決めましたということを言いましたよね。それはそれでいいです。比較法で、取引事例比較法で、実際にどの程度田んぼ、農地の取引があったのですか。そんなにあそこで農地が動いているのですか。何年前の取引と比較したって比較法にはなりませんよね。比較するのだったら、最近のもので比較しなければいけないよね。そんなにここの土地というのは取引されているのですか、農地で。農業振興地域だと先ほど言いましたよね。農業振興地域で二百何十万円などということは、あり得ない話です。宅地可能な土地であれば別ですよ。農業振興地域として比較をしているはずですよ。

なぜ言いたいかといえば、金額が高過ぎるよねということです。この60億円もかけるけど、全部復興予算として来るからいいよね、県も痛まないよねと、言い方おかしいかもしれませんが、そういう感覚で土地の価格を決めているのではないかというふうに疑いたくなるわけです。復興予算だって額が決まっているわけですから、我々が負担していかなければいけない国民の税金で負担していくわけですから。そういう意味合いで、きちんとみんなが納得できるような価格を設定しないと、私はおかしいのだと思うのです。そのためには、疑問を感じたらもう一社にとって、そして比較評価を考えるべきです。比較そのものの対象が、そんなにここの土地が動いているかということです。

もうちょっと言うと、多分比較の中身ですが、逆に言うと震災前の価格を今回整理しましたというなら話がわからないわけでもないのです。震災があつて津波をかぶった跡地では、比較をするといってもなかなか難しい話です。比較の例がそんなにあったのですかと言いたくなるのですけれども、実際にそのくらい比較の例があったのですか。そもそも提案をするときは、その鑑定評価書を見て提案しているはずだと思うのですけれども、県土整備部が見ていたということなら、多分見ていないのですね。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 いずれ私どもは、県土整備部が用地取得についてノウハウを持っておりますので、そこにいろいろアドバイスを受けながら進めたところがございますが、土地の評価につきましても、県の取り扱いで1社でよいというルールがございまして、不動産協会の会員であつて、入札によって1社でということに進んできたところがございます。

取引事例のことでございますが、平成28年から平成29年の取引事例をもとに算出いたしております。

いずれにいたしましても、財産評価審議会における適正だという認定を根拠に、私どもは進めてきたところがございますので、御理解をいただきたいと思います。

○高橋孝眞委員 理解できない部分がいっぱいありますけれども、ただこの金額でいくと、

土地の評価から考えていって、固定資産税なり全ての部分に影響してくると思うのです。それは評価として、また別な委員会があるわけですがけれども、こういう金額ではおかしいので、これは予定価格だから、これから再度交渉しながら適正な価格で決めていただければと思います。いずれ予定ですよ、この金額は。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 議決を議案としてお願いしているものでございまして、この予定をもって議決をいただければ、先ほど申し上げたとおり、地権者との交渉においては同意をいただいているところでございますので、契約の手続に進むということでございます。

○高橋孝眞委員 いずれこの金額そのものについては非常に高過ぎると思います。その指摘をしておきますし、今後取得する場合についても、財産を取得する場合、それから県の財産を処分する場合にも、きちんと不動産鑑定評価、疑問がある場合は1社ではなくて2社からとるはずですから、そういう意味合いで整理をして、今後対応していただきたいと思います。そういうことで終わります。

○城内よしひこ委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議なしと認め、よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から県立高等学校生徒の自死にかかる教育委員会の対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○永井教職員課総括課長 県立学校生徒の自死にかかる教育委員会の対応につきまして、お手元にお配りしました資料により御説明をさせていただきます。

1の概要ですが、今年7月3日火曜日の朝に県立高等学校生徒——以下当該生徒と略称させていただきます——が自宅で死亡していることが御家族により発見されました。学校には、御家族から当該生徒が所属する部の顧問を通じて連絡がありました。

2の学校、県教育委員会の対応についてですが、まず当該校において7月3日当日に、文部科学省が示す子供の自殺が起きたときの背景調査の指針に基づき、全教職員、クラスメート、部員に聞き取り調査を行いました。県教育委員会からは、スクールカウンセラー及び指導主事を派遣しています。御遺族に対しましては、7月12日にその結果を報告いた

しました。次いで、7月13日に学校において、部員を対象として実施した無記名アンケートがございました。その結果を7月18日に御遺族に報告いたしました。

その後、御遺族から部顧問の指導等に関する事実関係を知りたいとの御要望をいただいたことから、学校調査とは別に教育委員会調査を行うこととし、7月25日から学校の関係者をかかわらせずに父母会や教員関係者へも対象を広げて聞き取り調査を行いました。その結果を8月25日に県教育委員会から御遺族に報告いたしましたが、調査対象者から聞き取った事実をとりまとめた内容に対して、8月31日に御遺族からは部活動指導と自死との関連について第三者委員会での検討を求める要望をいただき、現在御遺族と調整を進めているところでございます。

3の調査ですが、(1)の学校調査は、先ほど御説明いたしましたとおり、表題項目のA、Iの2種類の調査を行い、その聞き取り対象者及び期間はそれぞれ資料に記載のとおりでございます。調査結果の概要ですが、項目Aの聞き取り調査では、教職員、クラスメート、部員、いずれの回答からも当該生徒へのいじめが疑われるような内容はなく、また自死の要因と思われる事実も確認できませんでしたが、当該生徒からバレーボールが嫌いだとの発言や、大学進学への不安についての発言を聞いたとの回答がありました。

項目Iの無記名アンケート調査では、当該生徒が部顧問から怒られたり、厳しい口調で指導されていたという回答が複数ありました。また、部顧問が部員一人一人に声をかけている、笑顔で接しているなどの回答が複数ありました。なお、聞き取り調査、無記名アンケート、いずれにおきましても、部顧問による体罰を見たり聞いたりした、みずから受けたとの回答はありませんでした。

次に、(2)の県教育委員会が御遺族の要請で行いました聞き取り調査は、対象者、期間は記載のとおりであり、調査項目、対象者などを具体的に御遺族に御説明をして了解をいただき、調査を行ったものでございます。

調査の内容は、当該生徒が亡くなられたことに関して思い当たること、部顧問の言動等について聞き取った内容は個別に公表しないという条件で聞き取りを行ったものです。聞き取りの結果であります。当該生徒に対し、部の顧問から厳しい発言、指導が見られたとの回答が複数ありました。一方で、生徒の自主性を重んじており、指導の範囲を超えていると思ったことはないなどの回答もありました。なお、部顧問による体罰を見たり聞いたりした、みずから受けたとの回答はありませんでした。

4、第三者委員会の設置についてですが、県教育委員会といたしましては、これらの学校及び教育委員会の調査結果を教育委員会協議会、教育委員会臨時会に諮り検討したところではありますが、顧問教諭の指導等と当該生徒の自死との因果関係の有無について判断することは困難と考えております。

このことから、県教育委員会といたしましては、第三者委員会を設置して調査してほしい旨の御遺族の意向も踏まえつつ第三者委員会を設置し、当該生徒が自死に至るまでの中立、公平な調査や再発防止策の提言等をお願いする方向としております。

委員の構成につきましては教育、法律、医療、心理等の分野から各職能団体に適任者の推薦をお願いし、できるだけ早期に委員会を設置したいと考えております。

説明は以上でございます。

○城内よしひこ委員長 ただいまの報告に関する事項も含め、この際何かありませんか。

○斉藤信委員 今の高校3年生の自殺事件について、私は遺族の方から相談も受けましたし、資料も見せていただきました。事実の経過が、私はこれを検討する場合に極めて重要だと考えております。

そこで、最初に、教育長は、いつの時点でこの報告を受けて、どのように対応を指示したのか。今回の自殺事件についての教育長の認識を、まず最初にお聞きをしたい。

○高橋教育長 7月3日の朝に、この事案が保護者から学校に情報提供があったということでございまして、その日のうちに私のところまでその情報が届いたところでございます。この事案の発生を受けまして、現実的に本件により未来、それから子供の可能性というのが閉ざされたということでございまして、極めて痛ましい事案が発生したというようにまずもって感じたところでございます。

そして、またこの自死事案というのは極めて重大な事案でございますので、その事実関係をしっかりと学校で調査して、そして保護者に寄り添う気持ちで調査をして、その事実関係をしっかりと伝えるべきだということを指導いたしました。

そういう中で、学校側の調査に対して、保護者側から疑問等がなかなか解消されないということで、教育委員会で調査をしてほしいという要請もございました。そういうことも視野にしっかりと対応していく必要があるだろうということをこの事案発生時から考えておりましたが、保護者からそういう意向が示されましたので、教育委員会としての独自の調査も行うという判断をしたところでございます。

○斉藤信委員 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針が文部科学省から出されており、恐らくこれに基づいて調査されたと思うのです。指針では、自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となる、事実にと向き合おうとする姿勢が何よりも重要である、たとえ自らに不都合なことがあったとしても、学校や学校の設置者がと、こういうふうに言っているのです。そして、遺族とのかかわりについては、遺族の協力が背景調査の実施に不可欠。遺族が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行うと、こう言っています。これが学校や県教育委員会が行う調査のときの指針です。

ところが、この事件の報道では、これは9月6日の岩手日報が最初だったのですけれども、遺族、指導が原因、学校には落ち度がないと。校長のコメントがこう出ていました。若い命を失ったことは重く受けとめたい。部員への聞き取りによると、プレーへの厳しい指導はあったが、体罰や彼を追い込むような行き過ぎた言動はなかった。10年前の事案以降、十分に配慮して指導にも当たっていたと、こうなのです。これは文部科学省の指針と

は全く違った、まさに遺族にけんかを売るようなコメントではないですか。どう思いますか、教育長。

○高橋教育長 この事案が発生したときから、私の思いについては先ほど申し上げましたとおりでございます。詳細な御説明が必要だと思っておりますので、担当課から御説明させていただきますので、御了承をお願いいたします。

○斉藤信委員 いや、いや、僕は簡単なことを聞いているのだよ。事実経過はこれから聞くよ。

○永井教職員課総括課長 今回の事案に係る学校長の認識、それからそれに伴う報道等での学校長についてのコメントに対しての認識ということでございますが、校長は実際に部活動等の指導状況を観察していた立場から、そのような発言をしたものと思いますけれども、いずれ県教育委員会としては、事実関係等について第三者委員会の調査、検証に委ねることが適当だと現在は考えているものでございます。

○斉藤信委員 実は、これは1回だけではないのです。これは9月19日の岩手日報の報道ですけれども、ここでも9月18日のコメントで、部員からの聞き取り調査では教諭のいき過ぎた指導が確認されなかったと。これは、学校に問題がなかったと断定しているような話ですよ。

私は学校が行った調査も見せていただきました。不十分だと思うけれども、そこでどういう聞き取り調査の結果になっているかということ、クラスメートは2年生の秋ごろから、バレーボールが大変、自分だけが怒られる。国体のバレーボールの練習も怒られてばかりで行きたくないと話していたということです。男子バレーボール部員の聴取結果では、6月3日の高等学校総合体育大会——これは決勝で負けたときです——の後、6月24日の東北大会の後、落ち込んでいた。部活動のことで悩んでいる様子だった。東北大会が終わり、自分がミスして、一人でいると死ぬことしか考えられないと冗談を言っていると思った。6月29日に練習でうまくいなくて怒られ、辛いな、きついなと話していた。高等学校総合体育大会決勝で勝てなかったことに責任を感じていた。7月1日、天皇杯県大会のアップ中に、もしかしたら首を吊って死ぬかもしれないとつぶやくように言ったと。これは、学校調査でクラスメートとバレーボール部員が述べたことです。クラブ活動に問題があったのではないかと、そう感じるのは当然のことではないですか。いかがですか。

○永井教職員課総括課長 本事案に関しての学校調査の状況とその結果についてでございます。

まず、学校調査の状況をまず先に御報告申し上げますと、先ほど委員からも御指摘がございました文部科学省に基づく指針によりまして、教職員、同じクラスの生徒、バレーボール部員、それから先ほどの資料にもございました無記名アンケート34名でございますが、これらを含めた延べ154名から学校が調査をしたものでございます。その結果の中で、委員御紹介のような御発言、御指摘もございました。

さまざま調査の中で、調査員の発言ですとか指導の内容、あるいは当該生徒の思いなど

発言があったところでございますけれども、特にバレーボール部における活動、特に部の顧問の指導等が、それが例えば教育的な指導の範囲を逸脱したような指導であったかとか、あるいはいき過ぎた指導だったか等については、今後練習の内容ですとか、プレーの状況等を踏まえながら判断すべきものと考えてございますし、そのためにも今回第三者委員会において専門家の検証、考察をいただきたいと考えているものでございます。

○齊藤信委員 私がまず第1の問題としてここで質問しているのは、学校の調査とそれに基づく学校長の対応に問題があるのではないかということです。学校の調査でさえ、これだけ注目しなくてはならない、そういう意見聴取があった。しかし、学校に責任がないと2度にわたって言っている。こういうことも言ったそうです。校長は顧問の先生を信じていますと。こんなことを言ったら、公平な調査はできないではないですか。そして、この顧問の先生はもう6年目だから、次は異動させますと。そんなことで解決する問題ではないではないですか。私は学校長のそういう対応に、まず問題があるのではないかと聞いているのです。教育長、一言でいいです。

○高橋教育長 学校側におきまして独自の調査を行って、そして先ほど委員からお話があったようなことも確認しておりますけれども、一方で指導者に対するさまざまな肯定的な意見も多く出されています。それらを総合的に判断して、校長としての見解を取材という形で発言したのではないかということだと思えます。それを踏まえつつ、そういう状況ではなかなか御理解いただけないということで、県教育委員会としての調査等に踏み出したということでございます。

○齊藤信委員 私は、文部科学省の子供の自殺が起きたときの背景調査の指針からいっても、学校長の対応は問題があるのではないかと単純なことを、具体的なことを指摘して聞いているのです。これで公平な立場で真相を究明する立場なのかと。まずそのことを私は取り上げているのだから。

それで、具体的な事実経過に入る前に、これは福井大学の子どものこころの発達研究センターの友田明美教授がこういうふうに言っています。暴言も軽視できません。おまえのせいで負けた、死んでしまえなどの怒声や暴言は身体的な暴力より深刻な影響を及ぼしていることがわかっています。それも、それは周囲の子供にも及んでいるのです。子供は鬱になりやすいのです。二つの鬱度の敏感期があります。一つは5歳から7歳の時期。もう一つは15歳から17歳。この時期の脳はストレスに弱く、容易に心が折れ、自殺も多い。スポーツ指導者はそうした特性も踏まえて指導すべきです。特に今の子はストレスに弱いと。

そして、ストレス3原則というのがあります。一つは、要求度の高低。仕事や成績に対する高い要求はストレスを高めます。まさに県内屈指の強豪校で、エースでした。これが高等学校総合体育大会で負けたのです。誰に言われなくたって責任を感じている人です。後で言いますが、顧問からどういう発言があったか。

二つ目、融通性や自由度の有無。仕事でその人が任されている部分、裁量権がどれだけ

あるか。この生徒にはほとんど裁量権がありませんでしたね。

三つ目、上に立つ人の理解やサポート。会社の上司が下の人を理解して守れるかどうか。おまえが失敗しても、俺が責任をとると言えるかどうか。人は上司に求められないだけでぼろぼろになるほど、その影響は大きいのです。これは、専門家の指摘です。

そのことを踏まえて、県教育委員会は詳細な調査をしました。どういう項目で調査をしたか。亡くなった原因として、思い当たることはないか。男子バレーボール部員の聴取では、6月3日の高等学校総合体育大会決勝での敗戦に責任を感じていた。顧問から、負けたのはミドルの責任が大きいと言われた。ミドルブロッカーです。高等学校総合体育大会後の練習でミドルブロッカーとセッターの3名の部員が顧問から、おまえらのせいで負けたことを本当に自覚しているのか。おまえらが頑張らないと勝てないのだぞと厳しい口調で言われた。東北大会前に顧問にきつく言われて追い詰められていた感じはあった。亡くなる3日ぐらい前の練習で同じミスをしたこの本人を顧問は、だから部活をやめろって言ってんだよと怒っていた。亡くなった要因として思い当たるということで、こういう聴取がされています。これは本当に私がさっき言った専門家の指摘とびったり合う。この彼を追い詰める顧問の指導があったのではないかと推察されます。教育長もこの調査を見ていると思いますけれども、どう感じていますか。

○高橋教育長 具体的に調査に入る段階から、どういう項目について調査するか。これは、保護者の御意向も踏まえながら調査を行ったところでございまして、その内容については全て私ども目を通しております。

そういう中で、先ほども申し上げましたけれども、さまざま強い指導があったということもありますし、それから一方で、その発言そのことだけではなく前後の関係もございまして、さまざまな観点から教育委員会として検討した結果、これは断定的なことを決めるというのはなかなか難しいということで、第三者委員会に移行することにしたということでございます。

○斉藤信委員 学校の調査でも県教育委員会の調査でも、子供の自殺が起きた時の背景調査の指針どおりにならなかった大事な点は、情報を時系列にまとめて整理しなさいという点です。残念ながら学校の調査も時系列の調査がない。県教育委員会の調査も時系列の調査がなかった。どのようにこの彼が追い詰められていったのか。直接的なきっかけとなった言葉は、私はあると思いますよ。

6月3日の高等学校総合体育大会の決勝で、その前の春高バレーも新人戦も勝っていたけれども、残念ながら負けた。一番責任を感じているときに、おまえのせいで負けたと繰り返し言われているのです。同時に、こういう証言もあります。去年の秋ごろから、彼に対する厳しい指導が目立った。いわば去年の秋ということは、2年生が主体になったときです。これはチームの主体なのです。ターゲットにされて厳しく指導されてきた。

これは、最後に彼が書き残したものがあのですけれども、そこで何と言っているか、ここは正確に言わなくてはならない。こういうことが書いてありました。高校生になると

仲間から怒られ、先生からも怒られ、バレーボールも生きることも嫌になりました。点をとるまでは有利でも、ミスをしたら一番怒られ、必要がないと、使えないと言われました。高校でこれなら、大学で生きていけるはずはないと、こういうことを最後に書きとめておりました。

2年生の秋からチームの主体になって、エースアタッカーですから、期待を一身に背負って頑張ってきたのです。そして、有力な大学の推薦も決まっていた、2年生の秋ですよ。しかし、本人は本当にそういう有名大学に行ってやっていけるのかどうかということを悩みながら頑張ってきたのです。これは当然ですよ。大体高校生で自殺を考えない子供なんていないのです。高校生というのはそういう時期なのです。ましてや強豪校で、本当にいつでも勝つことを求められて、そのエースとして頑張ってきた。それが、おまへのせいで負けたと言われる。その後も厳しく指導されて、東北大会があるのですけれども、東北大会の前には足を捻挫して十分な練習ができなかった。そのときも練習を休ませることなく、何でこれができないんだと厳しい叱責を亡くなる3日前にも行っていたというのが周りの生徒の証言です。

そういう意味では、やっぱり時系列的に、この彼がどのように追い詰められていったのかということ、どの時期にどういう顧問の具体的な言動、指導があったのかを、本来ならそれをしっかり手引どおりにやるべきだったと思うのです。なぜ手引どおりの調査をしなかったのですか。

○永井教職員課総括課長 ただいま学校調査及び県教育委員会の調査の手法についての御質問を頂戴いたしました。

委員御指摘の子供の自殺が起きたときの背景調査の指針にございますけれども、こちらには基本調査について、事案発生（認知）後速やかに着手するということと、あとは学校のその時点で持っている情報を迅速に整理する、これが基本調査となっております。

今回行った県教育委員会の調査につきましては、基本調査をもとに、その次の詳細調査において時系列でまとめていくということが指針上定められておりますけれども、この詳細調査に移行前の基本調査の段階で、まず把握できる事実を速やかに把握するという目的で行ったものでございます。その実施に当たりましては御遺族に、県教育委員会の調査については調査の対象、方法、その結果の報告時期を説明して調査を行わせていただいたものでございます。

○斉藤信委員 私が聞いたことには答えないのですね。時系列的に整理して調査をしないと。これは学校調査も県教育委員会の調査もそうなのです。しかし、そういう調査がされていない。それで、これは子供たちの証言ですが、時期的に言うと4月後半から5月前半に、そんなんだから、いつまでも小学生だ、幼稚園だと怒鳴っていた。練習や練習試合でミスしたときに、おまえはばかか、もうバレーすんな、脳みそ入っていないのかと。一般の高校生に対しても、こんなことは絶対に言うべきではない。これは人権侵害、人格破壊の攻撃です。高等学校総合体育大会で一番ナーバスになる、それ以前にもこのような、

本当に厳しいというか、人権侵害の指導がされていた。だから、時系列的にこの事実経過というのは検証しなければだめだと私は言っているのです。

それで、もう一つ、きょう私が取り上げたいのは、実はこの顧問が、私がこの議会でも取り上げた盛岡第一高等学校の暴力、暴言事件と同じ教師だったと。私は本当に衝撃を受けました。それで、この盛岡一高の事件については、昨年11月10日に判決が言い渡されました。不法な行為が、全部ではないけれども、認定されましたね。どういう不法な行為があつて、どのように認定をされて、どのように慰謝料の支払いが命じられたのですか。

○永井教職員課総括課長 委員から御質問がございました県立高校をめぐる損害賠償事案についての内容でございますけれども、昨年11月の判決におきましては、いわゆる当該教諭による体育教官室での厳しい叱責等の当該教諭の行為が指導として社会的な相当性を欠いていると。これは違法行為に当たるとされまして、原告元生徒、これは当該訴訟のほうの原告の生徒でございますが、元生徒の精神的な苦痛に対しまして慰謝料は10万円、そのほかに弁護士費用10万円、計20万円の賠償が命じられているという状況でございます。

○斉藤信委員 この事件、私はかなりリアルにこの場でも取り上げて、記録にもあると思えますけれども、教官室に呼ばれたときの暴言というのが認定されているのです。どういう暴言だったかということ、実は盛岡一高はその前年はバレーボールの大会で大変優秀な成績を上げたのです。しかし、その次の年は部員が4人しかいなくなりました。これではチームがつかれないというので、5人目で部に誘われたのがこの被害者でした。だから大変なのです。その被害者に対して、教官室に1人呼んで、1時間にわたって激しい口調で、でくのぼうだ、おまえは駄馬だ、駄馬がサラブレッドに勝てるわけねえんだ、ばかやろう、何やってんだ、おまえのせいで負けたのだと。こういう教官室での暴言というのがあつて、これは認定されたのです。そして10万円の慰謝料が判決で下された。

原告は、これは不服だと言って控訴したのです。しかし、県教育委員会は控訴しませんでしたね。県教育委員会は、これを認めたということになりますね。それは確認します。そうですね。

○永井教職員課総括課長 当該訴訟におきましては、ちょっと長くなりますが、相手方の原告元生徒により、部員に対する日常的暴力行為及び当該教諭の言動によるPTSDを発症したと主張がなされました。これに対して県としては、一部の行為を除き、日常的なそのような暴行、暴力は認められない。それから、PTSD発症に係る因果関係は認められない、このような主張をいたしまして、一審判決におきましても、先ほど申し上げた体育教官室での厳しい叱責等の部分の認定はございましたけれども、それ以外の日常的な暴行、あるいはPTSDの発症については、これは一審判決では採用されず、一審判決において県側の主張が主に認められたところでございます。

○斉藤信委員 全部が認められなかったから原告は控訴したのです、争っているのです。しかし、そういう判決の中でも、被告の本件教官室指導における原告に対する言動は、その対応に照らし、それ自体として原告に精神的苦痛を与えたと解するのが相当である。被

告の本件教官室指導における原告に対する言動は、原告に対する不法行為を構成する。不法行為を構成するといつて、そして10万円の慰謝料を支払う判決とされたのです。いいですか、あなた方はこれを認めたのです。

翻って見てください。あの教官室での言動と、今度の高校3年生のバレーボール部のエースに対する言動というのは、瓜二つではないか。あの暴言というのは、先ほど紹介した専門家の言葉以上に、身体的な暴力以上に深く心に突き刺さるのです。ましてや一身に責任を負っている。そして、他人に絶対に責任を転嫁しないで自分で頑張るといふこの子にとっては、本当に重大なことだったと。不法行為を認めながら、なぜこの教官は別の学校でバレーボール部の顧問をすることができたのか。私は、そこに適切さを欠いたのではないかと思います、いかがですか。

○永井教職員課総括課長 当該訴訟の事案に係る教諭の行為についての県としての認識でございますけれども、裁判における主張のとおり、先ほど申し上げたものでございますけれども、訴訟にまでなった事実を踏まえて、学校としては、より適切な指導を行うことについて校長等から指導を行っていたものでございます。また、あわせて校長は、職員会議等で部活動における体罰の禁止等、コンプライアンスの徹底を指導するとともに、校長自身が部活動の指導を見て、状況を逐次確認をしていたというような状況でございます。

○斉藤信委員 私は、県教育委員会の責任を問うているのです。学校長の責任もありますよ。いわば一審判決では、あなた方は不法行為を認めたのです。控訴しなかった。そういう不法行為を認めた顧問を、そのままやらせてよかったのかと。やらせる場合だって、厳格な監視と指導が必要だったのではないかと思います。

本来クラブ活動、スポーツ活動というのは、将来もスポーツを楽しむためにやるのです。そして、そのことを通じて人間的な成長、自立、自治の精神を培うのです。大体顧問が厳しい、汚い言葉で指導するなどということは、今のスポーツ界にあってはならない。人格を否定するような、こういう指導というのは私は絶対にあってはならないと思います。それがずっと言われてきたのではないですか。校長の管理監督不行届きではないですか。まして、県教育委員会がそれについての必要な指導責任に欠けたのではないですか、教育長。

○高橋教育長 盛岡一高訴訟の関係につきましては、これは一部の不法行為について、その責任を認めたということは委員からお話のあったとおりでございます。

この問題につきましては、当常任委員会の皆様にもさまざま御心配、それから御意見等を頂戴いたしまして、この常任委員会の場合、またそれ以外の場合でもいろいろ意見交換をさせていただいたところでございます。この問題で、大きくは県の主張は認められましたので、一定の責任を、この不法行為の一部について認めるというのは、これは県として判断するのが至当ということでそういうことにいたしました。

それ以降、部活動の顧問として当該校に勤務させていたところですが、この第一審、地方裁判所でのその結果が出たということ等も踏まえて、この暴言等を含めてしっかりと対応するようという指導をしていたところでございまして、できる限りの指導を行

ったというように思っておりますけれども、こういう自死に至るその当該生徒の思いというものを察知することができなかった。そしてまた、それができなかったというのは、これは大学進学、それから高校で部活を一生懸命やりたいというような生徒を育てようというような中で、これは密室での指導ではなくて、プレーに関しての指導を全体の中で強くやったという流れで出た発言ということでございまして、それが自死との関連があるか等を含めて、客観的な評価をいただきたいということで第三者委員会を設置して、しっかりとその検証をしたいということでございます。

○**齊藤信委員** 最後にしますけれども、実はもう一つこの顧問の指導で問題であるのは、無視するということです。いわば助言を求めても無視する。専門家は、無視というのが大変大きなストレスを与えていると言っていましたけれども、これは亡くなった彼だけではないのです。別の部員も無視されて、もうクラブ活動をやめたくないと、こういうふうに証言しています。だからそういう点で、第三者委員会に委ねられるかもしれないけれども、本当に時系列的に、顧問の問題とすべきどういう言動があったのかというのは正確につかむべきだと思います。

そして最後に、第三者委員会の設置ですけれども、遺族の方は、ぜひ県外の弁護士と専門家も入れてくれと、こういう要望をしています。やっぱり岩手県に、ある意味しがらみのない、こういう問題についての詳しい専門家、そして弁護士という要望もされて、遺族に寄り添うというふうに新聞報道では書かれていますから、基本的にはそういう遺族の要望を入れて、できるだけ早く第三者委員会は設置されるべきだと思いますが、いかがですか。

○**永井教職員課総括課長** 第三者委員会の設置についての御遺族からの御要望等でございますけれども、第三者委員会の調査内容等も含めて、御遺族とも調整中でございますので、どのような形でということをおし上げることはまだちょっと控えたいと思いますが、これら御遺族の御要望等も踏まえつつ、中立かつ公平な調査、検証、考察という観点から人選を行っていくものと今考えているところでございます。

○**小西和子委員** では、端的にお伺いしたいと思います。

一つ目、年金が65歳からしか支給されないということで、義務的再任用というような雇用の仕方をしておりますけれども、65歳前まではきちんと雇用を保障していかなければならないという立場で県教育委員会はあると思うのですが、そのあたり、義務教育学校と県立学校ということでお伺いしたいと思います。

○**荒川小中学校人事課長** 再任用についてのお尋ねであります。平成25年4月4日付文部科学省の通知で、教育公務員の雇用と年金の接続に係る留意事項について、公的年金の支給開始年齢段階的、一気にではなくて、60歳から65歳に段階的に引き上げられることに伴い、無収入の期間が発生しないように雇用と年金を適切に接続することという通知が发出されておりますので、小中学校、義務教育学校ではこの通知を受け、段階的に再任用の期間を設けて再任用を実施しているという状況にあります。

○**梅津県立学校人事課長** 県立学校におきましては、再任用教員については年金との接続において、それに基づいて再任用を行っておりますが、退職者の知識、経験の活用が図られるように、勤務実績が良好である場合につきましては1年を超えない範囲で更新することができるしております。ただ、教科とか科目によって退職者の知識、経験の活用が図られる教科と、なるべく若手にとりような教科がありますので、全ての教科について同じというわけではありませんが、勤務実績が良好である場合に、学校とヒアリングを行いながら更新するという事は行っております。

○**小西和子委員** ということは、小中学校では無収入の期間が発生しないように雇用をしています、県立は退職者の知識、経験を生かすために更新している教員もおりますということの違いがありますね。

そこで伺いますけれども、今年度から要綱が変わったのはなぜなのでしょう。つまり県立高校では採用があるのに小中学校ではその採用がないという整合性がとれないのですけれども、それはどういうことでそのような違いが出てきたのか伺います。

○**荒川小中学校人事課長** 義務教育学校、県立学校、それぞれ教職員の状況が違っております。小中学校で言いますと、50代、40代で8割を占めて、20代、30代は2割しかいないという状況にあります。そういう中で、急激に65歳までの再任用をしますと、若手の採用ができないと。つまり採用試験の採用人数を減らさなければならないという状況が生じます。それから、我々は次年度の教員採用に当たって、再任用者の希望数もカウントした上で採用数を決めていきます。ですから、もともと採用が少ない音楽とか家庭科などの技能教科につきまして、再任用教員を拡大しますと採用できない、採用はゼロという状況を招くおそれがあります。これは若い教師、講師にとって夢と希望をなくするものでございますから、そういう状況は招きたくないということで、国の通知に沿って段階的に再任用枠を拡大していくという状況にあります。

○**小西和子委員** 国の通知に沿って、国の通知があったのが平成25年ですね。要綱が変わったのは今年度の採用からですよ。そこから変わりましたよね。そこが問題ではないかなと思うのです。確かに若手の採用ができないと言っているのですが、教員になりたいという人たちが減っているのです。悪いですが、この厳しい働きの中ではとても教員になりたいくないという人たちがふえているのですから、厳しい働きなのに、まだやりたいという人もいます。そういう人たちの受け皿をつくるべきだと考えます。わんざわんざとみんな採用試験に来るのであればいいのですけれども、どんどん減っているではないですか。もう危機的状況のところですね。そのあたりを見直していくという考えはないのか伺いたいと思います。

○**荒川小中学校人事課長** 確かに採用試験の受験者人数は、年々減少しています。これは、そもそも免許を持っている大学生の数が少子化で少なくなっていることと、民間企業への採用が好景気でそっちに流れているという状況があります。ただ、まだ小学校では3倍、中学校では5倍以上の倍率がありますし、今まさに採用の2次試験をやっているのですが、

面接に来る方々は、こういう状況でも教師になりたいという強い情熱を持って面接に臨まれていますので、質の低下とか、そういうことは一切感じない状況にあります。まだまだ岩手県の教員採用は大丈夫だと認識しております。

○小西和子委員 倍率が3倍というのは危機的な状況の数値なことは認識していると思います。ですから、みんながみんなもっと働きたい、こんな厳しい中でも働きたいと言っているわけではなくて、その受け皿をつくるべきではないかと言っているのです。そんなに大勢、働きたいという人がいるわけではない。県立学校と小中学校に受け入れの差があるので、それをどちらも同じようにできないものかということをお聞きしておりますし、若い人たちの職を奪うとか、そういうことを考えているわけでも何でもありません。

それまでして働きたいという人は、指導力もある人たちです。今若い人たちがどんどん入ってきていますので、指導するほうも大変なのです。新採用が、結局メンタルで2人やめましたよね。そういうことがある中で、やっぱりベテランの人たちの力を使う、活躍してもらおうというようなことを考えていくべきだということで、もう一度お伺いします。

○荒川小中学校人事課長 今小西委員のおっしゃっていた受け皿ということは、再任用の方の受け皿ということかと思いますが、再任用期間は、国から示された年金との接続期間が終わった方でありましても、講師希望がある方には講師としてエントリーしてもらっております。そこが全員に周知徹底していないという状況も把握しましたので、次からは再任用を希望する方に、再任用期間が終わっても希望者には講師ができますよということで宣伝して、エントリーシートのほうも再任用の方々にも書いてもらって講師登録をするというような流れで、教育事務所と今協議中でございます。ですから、受け皿のほうは臨時的任用講師ということで受け皿をつくる予定であります。

○小西和子委員 県立学校のほうは定数内ですよ。そこが違うのではないかと思います。すけれども、いかがですか。

○梅津県立学校人事課長 基本的には定数内で配置しておりますけれども、再任用が初任者研修補充であるとか、そういうところに入ることもございます。全てが定数内ということではございません。

○小西和子委員 県立学校と同じような雇用の仕方を希望します。これ以上やっても水かけ論になってしまうので。

次に、昨日もやりましたが、性別で分けられない名簿については教育長から大変、あっ、そうだなと思うような答弁を頂戴いたしました。そこで今、今年度分をまとめていると思いますので、どのような傾向にあるのかということと、それから教育長がおっしゃいました岩手県男女共同参画調整委員会の行った勧告及び勧告に対する措置状況報告についてを踏まえて、次年度はさらに調査のときにどのような前向きな通知等を出そうと思っているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○佐藤学校調整課総括課長 性別で分けられない名簿について、今年度使用状況についての調査をしております。調査結果は、ただいま精査しているところで、間もなく各市町村教育

委員会、あるいは県立学校に通知するところがございますけれども、まだ正式な数値ではありませんが、小中学校におきましては、今年度中に男女混合名簿の使用予定の学校及び今後使用に向けて検討中、または検討予定として回答した学校の増加が見られております。昨年度の調査に比べると、その増加のところは多くなっているというところがございます。

この結果は、やはり勧告を受けたことを踏まえて、今年度県立学校長会議あるいは市町村教育委員会の教育長とか、あるいはブロック毎にやっております校長研修会等で、直接条例の趣旨等も含めながら、これまで以上に積極的に、導入に向けてまず学校で議論し、そして導入に向けて検討をお願いしているところもありまして、そういったところが反映されているものだと思います。次年度以降も継続して、各種会議等でさまざま機会を捉えまして、混合名簿の使用意義の理解、慣習で使用するという理由ではなくて、積極的に導入の働きかけを行うというようなことを、必要な情報提供、いわゆる導入した学校の実践例、そういったところも含めながら、取り組みやすい環境づくりに努め、その導入の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○小西和子委員 私が一般質問で言いましたLGBTの生徒たちも10人に1人というような、そういう調査結果もある中で、やはりこれは積極的に進めていっていただきたいですし、全国平均8割なのに、岩手県は三十何パーセントでとても恥ずかしい限りで、私は東北の知り合いからも、岩手県はまだそんなことをやっているのと言われます。ほかはぐんぐん伸びておりますし、山形県などは100%、今も100%だと思うのですけれども、そういう状況の中で、岩手県は男女の格差があって、何か野蛮なところなんじゃないのなどと言われますので、よろしく願いいたします。(田村勝則委員「野蛮はないでしょう。とんでもない話だ。どういう因果関係だ。」と呼ぶ) 本当に男女格差があるというのは、海外からもそういうふう言われているのです。

○城内よしひこ委員長 小西委員に申し上げます。質問に入ってください。

○小西和子委員 はい、わかりました。世界経済フォーラムの結果等では、世界的にはそういうふうには日本は見られているということです。

次に、いわて特別支援教育推進プランについて、端的でいいですから、現プランの進捗状況を伺います。それから、平成31年度公表の新プランの進捗状況を伺います。

○佐藤特別支援教育課長 現プランの進捗状況についてでございますが、現在、つなぐ、いかす、支えるという三つのキーワードを基礎として、さまざま施策、事業を行っております。

キーワードのつなぐ。就学から卒業までの一貫した支援の充実にかかわりまして、個別の教育支援計画の作成を進めております。作成した学校の割合についてでございますが、プランに取り組み始めた平成26年度は81%でございましたが、昨年度は92%となっており、一貫した支援に向けた取り組みが推進されてきていると捉えているところでございます。

また、いかす。各学校種における指導、支援の充実を目指すことにかかわりましては、

地域の幼稚園や保育園、小中学校の特別支援学級 80 校園を対象に、特別支援学校の教員が継続的に訪問する取り組みを行い、具体的な支援方法などをともに考えながら、指導、支援の改善、充実を図っているところでございます。

そして、支える。特別支援教育に関する県民理解の促進を図るということに関しましては、県民を対象とした講演会を実施しております。今年度は盛岡市、一関市、久慈市で行い、特別支援教育の推進に向けて理解、啓発を図っていく予定としているところでございます。今後におきましても、ともに学び、ともに育つ教育という現プランの目指す姿の実現に向け、取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

次に、新プランの進捗状況についてでございます。昨年度、第 1 回及び第 2 回の策定検討委員会を行い、策定の方向性、スケジュール、そしてプランの素案について検討を進めました。今年度は 4 月に第 3 回策定検討委員会を実施し、検討委員の皆様方からいただいた意見をもとに作成した修正案を検討しているところでございます。今後は、11 月に最後の策定委員会を開催し、最終案を作成した後、12 月にパブリックコメントを実施する予定であります。来年 3 月の公表に向けて県民の皆様方の声を反映させながら、これからの岩手の特別支援教育の充実につながる新プランを完成させようとしておりますので、よろしく願いいたします。

○小西和子委員 よろしく願いいたします。

では、最後に会計年度任用職員制度についてお伺いいたします。昨日は、知事部局についてお伺いしましたがけれども、会計年度任用職員制度についての構えについてお伺いしたいと思います。

○永井教職員課総括課長 会計年度任用職員の制度の導入に伴う構えでございます。条例を所管する知事部局においては、国の示すマニュアル、他の都道府県等の動向等を踏まえながら適切な制度設計になるように職員団体との協議を踏まえ、具体的な検討を進めていくと聞いておりますので、教育委員会といたしましても、知事部局等の状況を見計らいながら教育委員会の実情をしっかりと捉えて、臨時的任用教職員を初めとする教育委員会の職に係る制度設計の検討を進めていきたいと考えております。その検討に当たりましては、関係職員団体に対して丁寧に説明を行いつつ、必要な協議を重ねてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 一つ心配なことがあります。何校もかけ持ちをして指導をしている、きめ細かな指導という対応をしている方々がいらっしゃいますよね。この方々は、本当に離れた学校等を回って指導してくださっているということで、時給 2,510 円という、そういう賃金なわけですがけれども、それが会計年度任用職員制度になったときに、その賃金が下がるというようなことがあってはならないと考えておりますけれども、そのあたり、お聞かせ願えませんでしょうか。

○永井教職員課総括課長 今委員から御指摘のありました非常勤講師たちのきめ細かな人員を活用した学習支援員の方々には、学校教育の推進の力になっていただいて、本当にあ

りがたく思っているところでございます。その給与等の処遇の条件につきましては、これは例年の予算事項ということもございまして、また昨日も一般質問等で財源確保の話も出てまいったと思いますので、現時点で個別に来年の勤務条件をどうするというは、なかなかまだ申し上げられるような状況にはございませんけれども、先ほども申し上げましたとおり、教育委員会の職に関する独自の制度でございまして、その特性などもしっかりと踏まえながら制度設計を図ってまいりたいと考えております。

○小西和子委員 よろしくお願いたします。

現在の講師の欠員は何人かお伺いします。

○荒川小中学校人事課長 9月26日現在でお答えいたします。

小学校は11名の欠員があります。中学校は4名の欠員でございまして。

○小西和子委員 これは加配分ですか。

○荒川小中学校人事課長 加配ではなく病休補充、産休補充、休職補充等が主であります。

○小西和子委員 合わせて15人も職場から人がいないということは大変大きなことであります。以前に質問したときに、総合教育センターのほうからサポートをしたということがありました。人が見つからないのであれば、そういうことをぜひやっていただきたいと思っております。岩手県は、ほかの県に比べて指導主事の割合が高いということを知っています。広い県内でありまして、今職場では人が一人でも欠けるとドミノ倒しになりそうな、そんな職場もいっぱいありますので、なかなか見つからない、見つからないと探しているとは思いますが、指導主事等のサポートをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○荒川小中学校人事課長 講師の不足については、本当に学校現場に迷惑をかけていると思います。5月1日時点で、小中学校を合わせて23名の講師不足でしたが、現在は先ほど申しましたとおり15名ということで、8名の補充ができていますし、この採用試験、2次試験が終わりますと、また講師をやるという方々もふえてきますので、限りなくそこはゼロに近づけたいと思います。

また、委員おっしゃいますとおり指導主事、研修指導主事がいますので、教育事務所のそういう指導主事もあわせて、総合教育センターだけでなく、学校が困らないように支援体制を整えていきたいと思っております。

○小西和子委員 よろしくお願いたします。終わります。

○高橋孝眞委員 私も県立高等学校生徒の自死について、先ほど斉藤信委員が主張したとおり、全面的にそのとおりだと思っております。特にも3カ月になろうとしております。第三者委員会の委員は県内ではなくて県外で選定して対応すべきだと私も思いますので、そういう方向で早期に開催していただければと思います。

先ほど聞きまして内容の中で若干不思議に思いましたといいますが、この辺はどうなのということですが、2008年の事案と同じ先生ですね。その際の裁判の関係でありますと、一部不法行為は認められない、それは暴力があったかないかの点については認め

ないけれども、言葉の暴力については認めます、そこが不法行為ですよということで認定された。暴力は認められなかったから県教育委員会としては一応きっちり整理をしましたよということなのかもしれませんが、前回の判決文を読みましても、最初に言葉の暴力から始まりましたよね。そこから始まってボールを蹴ったりぶついたりして、最終的にはびんたをしたのではないかという内容になるわけですよ。今回のことだって、同じように最初の行為については、今言いましたとおり言葉の暴力から始まって、将来的には同じような経過をたどっていくような行為ではなかったのかと思われるわけです。

何を言いたいかという、控訴されていますから、この判決は決まっているわけではないですよ。控訴期間中で、相手はまだ暴力行為がありましたよ、不法行為がありましたよと言っているにもかかわらず、その裁判継続中にもかかわらず、同じバレーボール、同じ部の顧問をさせるという、そのところに私は非常に疑問を感じますし、そういうことを容認してきた県教育委員会のほうがもっと悪いのではないかと私は思うのですけれども、その点はどうか。多分学校長は、前歴といいますか、こういう先生ですよというのを知っていたと思うのです。にもかかわらずバレーボール部の顧問をさせたというのは本当におかしい話ではないかと思えますし、余りにも容認するような、自分の責任を回避するような発言ではないかと思えますけれども、この点について、判決は決まっていなかったということとをどのように考えながら、学校に、校長に話をしながら今回顧問になったのかについても教えていただければと思います。

○永井教職員課総括課長 まず、盛岡一高訴訟に係る一審の判決の内容についての御確認でございますが、まず当該教員から暴力及び暴言等について、日常的な暴力行為があったとは認められないという判決でございます。あとは、認定されたものにつきましては、いわゆる叱責の場面で感情的になって、至近距離、1メートル弱のところまで対面していた元生徒に対して、手に持っていた、鍵か何か持っていたようではありますが、これを壁に投げたりとか、机を拳でたたいたり、そういう行為が認められたということでございます。日常的に暴力及び暴言等があったかということについては、原告の元生徒及び他の生徒に対してもあったということについては認められてはおりません。

それから、2点目でございますが、顧問の指導に従事させていたということにつきましては、先ほどの斉藤委員への御答弁とちょっと重複する部分もあるかと思いますが、いずれ校長としては、実際に指導状況を観察していたということでございますし、先ほどの発言内容についても、マスコミに取り上げられるような発言、報じられたような発言があったのだらうと思いますが、いずれ県教育委員会といたしましては、事実関係等については第三者委員会の調査、検証に委ねることが適切と考えているものでございます。

○高橋孝眞委員 結局一審では不法行為として暴力行為は認められなかったということだけのことであって、二審は暴力行為を認めるかもしれませんよね。それで争っているわけですから。争っている人ですよということです。そういう争いをしている人を、どうして同じような顧問にしなければいけなかったかということです。それをどうして県が容認してい

たのですかということです。ここはどうなのですか。なぜ容認していたのですか。

○**今野教育次長兼教育企画室長** 一審判決の中では、確かに体育教官室での叱責については不法行為として認められたということですが、これは繰り返しになりますが、原告が主張しておられるような日常的な暴力行為とか、それからPTSD等の発症については、これは認められていないということですが、ただいずれ訴訟にまでなったという事実を踏まえまして、学校としては、より適切な指導を行うことについて、校長等から含めて指導を行っていたということですが、いずれ県教育委員会としてはそのように対応してきたということですが。

○**城内よしひこ委員長** 今の答弁でいいですか。

○**今野教育次長兼教育企画室長** はい。

○**高橋孝眞委員** いや、確定していないのですよ。相手はその部分を争っているのでしょう。県は、認められたとかいうよりも、県はそのことに対しては全然控訴もしませんでしたよね。では、答弁書については同じような答弁書なのでしょうけれども、一審の裁判長はそういう判断をしたかもしれないけれども、二審の裁判長が別の判断をすることだって十分あり得ますよね。争っているときにやるということ自体がおかしいのではないかと思います。確定してから、ああ、そうですかというならわかるのです。確定もしないでいて、確定したような対応をするということはおかしいのではないですかということです。

○**今野教育次長兼教育企画室長** 二審が継続中ですが、いずれ判決としては確定していないというのはそのとおりですが、いずれその控訴審の過程におきましては、県側としては、引き続き日常的な暴力行為ですとか、PTSD発症の因果関係、それについては、県としては一審どおりの主張をしているということですが、いずれ訴訟になったということについてはそのとおりですが、そういったことを踏まえながら、学校としては適切な指導を行うことについて、校長から当該教員に対して指導を行っていたということですが、控訴審におきましては、県としては第一審と同様の主張をしているということですが。

○**高橋孝眞委員** 二審はそのとおり主張するのは当たり前ですから、そのとおりだと思います。どうなるかわからない中で、学校に対して、校長に対して、そういう容認しておったということについては、県教育委員会としては本当に責任があるのではないですかということを問いたいわけです。県教育委員会として責任があるのではないですか。そういう先生を部活動の顧問にさせておったこと、容認してきたことに責任あるのではないですか。どうでしょうか。

○**今野教育次長兼教育企画室長** 繰り返しになりますが、いずれ判決の中では日常的な暴力行為とは認められなかったと。一部は認められたということは確かですが、そういったことを踏まえて適切な指導について、校長からは当該教員に指導していたということですが、県教育委員会といたしましても、そういった意味では、当該教員に対する指導のあり方といたしましては、しかるべき形であったのではないかと考えている

ところですが。

○高橋孝眞委員 しかるべき形であったのではないかというのは、ちょっと意味がわかりませんが、教育長、県教育委員会としては、今回の部分についてはやっぱり責任があったのではないですか。何も、あったからどうのこうのというわけではないです。やっぱり責任があったことはあったとして認めて、その次にどう対応すべきかということではないかと思うのです。わかっていてやった行為ということに、私は容認していたことについては、県教育委員会としては責任があったのだと思います。

○高橋教育長 教職員の人事管理に関しましては、これは任命権者は教育委員会でございますので、その責任は教育委員会の責任の中において行ったということについては御指摘のとおりでございます。

それで、先ほど斉藤委員の質疑の中でもそういう趣旨をお話し申し上げましたけれども、今回の自死と、それから指導との関係につきましては、さまざまな調査をやった結果、一つのことが原因だということにまとまるような方向づけをすることはできませんでした。といいますのは、これは学校側で部活動をやめたかったということに気づかなかったということもありますけれども、これは保護者を含めて、周囲も含めて、そういうことは心のうちを見出すことができなかった。この生徒への期待とか、それからその生徒の責任の感じ方というのが極めて強かったのだらうというのは総合的に我々感じておりますけれども、それと教員の指導等の因果関係というものは、なかなか方向性を見出すことができないということで、第三者委員会での審議に委ねることが適当だという判断をしたところでございます。

さまざま委員から御指摘いただいたこと等も含めて、今後第三者委員会の場でしっかり検証していただくということで、必要な情報提供をしっかりと責任を持って対応していきたいというように思っております。

○高橋孝眞委員 指導といいますか、将来のことを含めて、子供のことを含めて云々という言い方になるのですけれども、私は何もそういうことではなくて、そういう先生を当てていたことに責任があるのではないですかということを行っているわけです。係争中の先生を当てていた責任はあったのではないかと。

そして、第三者委員会、第三者委員会と言いますけれども、第三者委員会は遺族のほうから要請があって開くという話ですよ。もしそうだったら、さっきのような内容で答弁するのであれば、みずから第三者委員会を設置して原因究明をきちっとすることのほうが、私は遺族から求められたからやるのではなくて、教育委員会としてやらなければいけなかったのではないかと思います。

○高橋教育長 第三者委員会の設置でございますけれども、これは教育委員会の責任において、そしてまた我々それに主体的に取り組まなければならないという、そういう考えのもとに遺族からの御意見も踏まえつつ決定したということでございますので、遺族の意向だけで動いたということではございませんので、その点御理解をいただきたいと。ただい

ま委員御指摘の内容を十分踏まえて、今後しっかりと取り組ませていただきたいと思います。

○高橋孝眞委員 ここに書いてあるのは、遺族から第三者委員会設置及び同委員会の調査の要望を受けてと書いていますよね。ということは、これは間違いで、事前に第三者委員会を設置する旨書いたらよかったですよね。これだと、遺族から要望を受けてからやるということですよ。

○高橋教育長 この資料におきましても、御遺族の意向も踏まえつつということにいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 私も自死の関係で、一般質問でも質問しましたがけれども、それに補足するというので御質問したいと思います。

斉藤委員と、それから高橋孝眞委員が御質問された部分とは重ならない部分ということで、ただ斉藤委員の御質問の中にもありましたけれども、盛岡一高のときも、おまえのせいで負けたのだという言葉があったような話がございました。それで、今回の自死の生徒に対しても、おまえのせいで負けたというような調査の内容だったということをお話しになりましたけれども、同じことを言ってしまうこの教員は、一つ目の事案から二つ目の事案までの間にどう改善をしたのか。自分の中できちんと何がこういう裁判の誘因になったのかというのを見つめようとしていたとは思うのですけれども、最善の方向に行っていなかったのではないかとこのことをすごく感じるのです。

プレーに対する厳しい指導があったと。プレーに対する厳しい指導を、おまえのせいで負けたんだという言葉に込めたのだとしても、受け取る側の気持ちをきちんと考えるということ、この何年間でもうまくできていなかったのではないかと思うのです。校長先生が指導されたりしていたのだと思うのですけれども、それでもその部分、見過ごしてしまった部分があるのではないかと。

こういったところをやっぱりきちんと、これからこの該当の教諭だけではなくて、スポーツ指導にかかわる方、スポーツ指導だけではなく、活動指導とか、そういった指導にかかわる皆さんに共有してもらって、例えばスポーツ医・科学専門医の方とかがよくやっているペップトーク——モチベーションを上げるための言い方とかそういうものの反対をペップトークと言うのですけれども、それこそおまえのせいで負けたんだよと言うようなことを言いますが——そういったものではないというのを、きっとわかっているだろうという認識ではなくて、常に言っていないと、こういった事案を本当になくすということは難しいのではないかと思うのです。

起こってしまったことに関しては、今までの答弁にあったように、第三者委員会とかそういったところでこれからきちんと整理をしながらやっていかれると思います。その点については、私は特に質問等はなく、そのとおりにやっていただきたいなと思っているのですけれども、やっぱり県教育委員会とか、それから指導する側の意識のこういった見えない部分をきちんと解明していく、そしてどうやって改善していくかという対策をこれからし

っかりとっていかなくてはいけないと思っています。その点について、アンガーマネジメントとかをやっているという答弁は一般質問でもありましたけれども、それ以外のもっと深い部分になってくるのではないかと思います、そういったところを、例えば今後どう検討していくのかを最後に一つお聞きしたいと思っています。

○永井教職員課総括課長 今ハクセル委員から、前回の事案を踏まえながら、本人がどのようにして改善してきたかということですか、あるいはその手法、改善についても組織的に気づけるような体制をつくるべきではないかという御質問と承りました。

まず、当該教諭のいわゆる前任校での事案を受けての捉えとといいますか、踏まえ方でございますが、今回県教育委員会調査において、当該教諭からそれをどう把握しているのか確認しましたところ、やはり前任校での指導については、これは訴訟になっていることもあって、十分言葉遣いには気をつけてきたと。それから、生徒を指導する場合も、その発する言葉を一度のみ込んで声がけするようにしていたですとか、あるいは個別の連絡をする際には、1対1の関係にできるだけならないように、個室に呼んでやらないようにというようなことを心がけてきたということは本人も申しております。

それから、一般質問でも御答弁申し上げた内容と重複いたしますが、指導法の改善でございますとか、あるいはちょっとこれとは別になりますが、体罰事案の改善につきましては、これまでも例えば懲戒処分になった非違行為の反省を促すための事後研修の実施でございますとか、あるいは総合教育センターにおけるコーチング的なスキルも含めた研修の実施など、十分かという御指摘があれば、必ずしもなかなか自信はないのですが、トータルに教員の指導というものをフォローアップしてスキルを上げていくような支援体制というのはこれまでもやってまいりましたし、今後引き続きこういった事案を踏まえて、採用等を行うことができるかということも含めて、今後検討していく必要があるのだろうと考えているところであります。

○高橋教育長 今般の事案を踏まえて、我々特に強く受けとめなければならないということは、これは子供たちの自死、自殺というものをできる限りなくしていかなければだめだという、できる限りの努力をしていかなければならないということだと強く思っております。そういう中で、今回全体の流れがあるということではございますけれども、一部不適切な発言があったということもございます。それと自死との関係については、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますけれども、特に部活動との関係におきましては、部活動は教育の一環として、生徒たちの、それから生徒保護者の自主的、自発的な判断のもとで、やりたくてやる活動が部活動だということを我々改めて強く意識しなければならないし、指導していかなければならないと思っております。

そしてまた、部活動を強要するというようなことが、これはあってはならないですし、当該生徒の場合には、部活動、バレーボールをすること自体が中学校のときから嫌だったというのが根底にあるようでございまして、実際の自分の進路と、そのギャップも大きかったと。そして、一方で受け入れ側とすれば、育てたいというようなこともあって、第

三者委員会に検討を委ねることにせざるを得ないというような判断をしたところでございます。

いずれ学校の活動というのは、義務教育的な部分は、これは当然取り組まなければならないということですが、あとは自主的、自発的な活動だということ、スポーツ医・学専門医のお話もいただきました。この担当は教育委員会から出向している職員でございますし、国体等を契機に、その必要性というのを我々教育委員会としても十分認識いたしておりますので、それを具体的な取り組みとして学校組織全体に広げるような取り組みをこれまで以上に強めていかなければならないと思っておりますので、委員御提案の趣旨を踏まえて、取り組みをさせていただきたいと思っております。

○田村勝則委員 まず冒頭に、先ほどの混合名簿の問題で、岩手県民は野蛮な県民だという発言がございましたが、私は絶対にそんなことは極論過ぎるのではないかと思います。発言はそのままでもいいのかどうかということ、委員長にまずお聞きしておきたいと思えます。

その上で、今の世の中というのは、多様化というのは非常に大事、それぞれの個性、そういうものも非常に大事だと思います。そういう中で、文部科学省もいろいろ問題が起きていて、次官は面従腹背というようなことを言ってやめた方もいらっしゃるわけですが、やはり現場の考えというのは大事にしていかなければいけないだろうというふうに思えます。

いろいろな事情の中で、今の混合名簿については普及率が先ほどお話があったとおりでありますが、決して強制になってはいけないと私は思います。その点でどのような現場の声等もあるのか。学校、家庭、地域ということもありますが、子供たちの成長過程等も勘案しながら、しっかりと対応していくべき事案ではなかろうかと。決して強制的に数値を上げることが学校教育の向上につながっていくとは私は思えないわけでありましてけれども、その辺の判断についてお聞きしておきたいと思えます。

もう一点、スポーツの話が出ていましたので、この機会にお聞きします。先般私は、当委員会でも紫波郡において、平日に、スポーツのいわゆる予選の大会が開催されている。今週休2日の時代でございます。さまざまな課題、いい悪い、いろいろあると思えますけれども、県下でそこだけが平日開催になっているということは、いかがなものかということ、これを申し上げたわけですが、それについて調査もしていただいているのだと思えますけれども、新人戦が来月から始まります。これもまた平日開催ということで私は聞いておりますけれども、今後のそういう点、父兄等の中にも、やはり土日がいいという声も強いわけですので、いま一度どのような状況であるかお聞きしておきたいと思えます。

もう一点ですが、今回安倍総理大臣がトランプ大統領と会見いたしまして、北朝鮮の拉致問題、これについてお互いに情報を共有し合いながら積極的に取り組んでいくというようなことも報道されております。県教育委員会でも、これについては現場で教えていくというようなことで、たしかお話をいただいておりますけれども、現状はどういう状況に

なっているのか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

○佐藤学校調整課総括課長 男女混合名簿の使用について、決して強制ということではなくという御指摘でございますけれども、強制するような働きかけというよりは、特に小中学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえながら、教育的あるいは用途及び利便性などを慎重に見きわめながら、そしてそういったところも含めて判断する、一応社会情勢も変わってきていることも踏まえていろいろ議論、検討してくれということで、現場ではそういうところを十分議論しているところだと思います。

そうはいつでも、やはり社会情勢、変化というところもありますので、議論して、学校が教育的効果などを含めて主体的に判断するというのを、原則はそういう形でお願いしているところでございます。決して数字だけにこだわって、絶対ということではない。ですので、まず議論をするというところが大事な姿勢ではないかなと。そういったところで、条例の趣旨も含めながら、教員、指導者側がそういったところを理解し、なおかつ男女とも共同で参画して、そういう社会をつくっていかうという機運を盛り上げていくと、その一環だと考えております。

ということで、いろいろ判断するとき、いろんな御意見もございませぬけれども、条例として県も定めておりますので、その趣旨を踏まえながら、考えていってほしいというお願いをしているところでございます。

○荒木田保健体育課総括課長 紫波郡の大会の平日開催の御質問がございましたけれども、確かに紫波郡におきましては、平日に予選をされているという現状でございます。その背景には、体育施設の関係であったり、平日開催しているこれまでの長い歴史とかということもございませぬし、あとは地区のPTAのいろんな意見も聞きながらやっている、総合的には校長会のほうで年間計画を立てながら地区予選の日取りを、日程を決めているところでございます。私どもでも県の方針を立てましたので、それも踏まえながら、教育事務所として、校長会のほうに御提案していきたいと思っております。

○佐野義務教育課長 拉致問題についてのお尋ねでありましたが、この前の議会でも教育長から答弁がありましたけれども、拉致問題については本当に日本が長年にわたって抱えている、一気に解決すべき大事な問題と認識しております。学校教育におきましても、小中学校、高等学校において、それぞれ社会科の中で、拉致問題についてはさまざまな部分で取り組んでいるところでございます。

アニメめぐみについての御指摘もございました。その視聴も含めまして、今年度国で新たに教員の研修会を実施するというので、この後になろうかと思いますが、その研修会の成果等も踏まえながら、各学校が拉致問題に対する学習を今後とも適切に行われるよう、県教育委員会としても助言してまいります。

○城内よしひこ委員長 小西和子委員に確認をしたいと思っております。

先ほどの言葉は、他の事案事例を引用しての言葉と思って私は受けとめておりましたが、深い意味はありませんか。

○小西和子委員 深い意味はありません。

○田村勝則委員 では、教育長にお尋ねすることになるわけですが、男女混合名簿の浸透率が上がらないからといって、ほかの県民なり、どこの国だかわかりませんが、岩手県民に対して野蛮な県民だということの因果関係というのをどう考えますか。そういうことはあり得ますか。

○高橋教育長 先ほどの小西委員の御発言につきましては、これは思いが言葉となって出た、思いと違いますか。(田村勝則委員「思いとはどういうことだ」と呼ぶ)大変失礼しました。どういうことを背景に出た言葉のかというのは、なかなか私ではお答えできませんけれども、ただこの男女混合名簿につきましては、これは男女共同参画委員のほうから2度目の勧告を受けているということをもっと重く受けとめるということとさせていただきます。一方で、名簿を導入するというだけで、いわば形つくって魂入らずでは、これは本末転倒だと思いますので、その辺の理解をいろいろ議論して深めて、そしてそういう方向に向かうことが、望ましい姿ではないのかと思っております。田村委員から御指摘いただきましたように、導入率を上げることだけをもって進めるというのは、これは不適切だと思いますので、十分そういうことを念頭に置きながら、しっかりした対応をしていきたいと、このように考えております。

○城内よしひこ委員長 田村委員、御了承願いたいと思います。

○田村勝則委員 はい。

○城内よしひこ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 今回の子供の自死の件について、私からも一言申し述べたいと思います。

いろいろ議論を重ねましたけれども、亡くなってしまった子供は帰ってきません。木を見て森を見ないような議論はぜひ避けてほしいし、守るべきは子供たちだということを念頭に置いて、しっかりと人事も含め行ってほしいと思います。今回の事案は重く受けとめるべき事案であるというふうに思いますので、今後心を締めて、よろしくお願いします。

ほかになれば、これをもって本日の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査の御相談がありますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の10月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成30年度商工文教委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任を願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○城内よしひこ委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通

知いたしますので、御参加お願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会します。